

2022 年度

事 業 報 告

2023 年 6 月

一般社団法人 日本経済調査協議会

序

2022 年は想定外の事象が世界的に相次いだ激動の 1 年であった。2 月のロシアによるウクライナ侵攻に始まり、春先からは欧米を中心に世界各国でインフレが顕著となった。年後半は主要国の高インフレに対応するための金融引き締め政策が景気の回復ペースを鈍化させ、中国のゼロコロナ政策の長期化や半導体不足などの供給制約も世界経済の重しとなった。

今後、世界経済の先行きリスクとしては、主要国における高インフレの継続、景気減速と金利上昇が並行する中での金融システム不安、国際情勢における対立構造の深化等が挙げられよう。インフレが収まらずに更なる金融引き締めや財政抑制が必要となれば、景気後退の可能性が高まる。既に急激な金融引き締めは金融機関の経営状態に対する不安を招いている。政治面でも、ウクライナ情勢の先行きは見通せず、米中間の戦略的競争はますます先鋭化するなど、厳しい状況が続く。

100 年に 1 度とされるコロナ・パンデミックは社会や生活の有り様を大きく変化させた。また、ロシアによるウクライナ侵攻によって、冷戦終結後に形成されてきた国際秩序は大きく揺らいでいる。今や世界は、これまで当然と考えられてきたことや経験値が通用しない、大きな環境変化が相次ぐ極めて不透明な状況にある。こうした激しい変化は、過去数十年にわたり長期停滞に苦しんできた日本にとって、厳しい挑戦であると同時に、飛躍に向けた最後の好機でもある。今こそ、少子高齢化、気候変動、デジタル化への対応等の課題に抜本的に取り組み、次なる成長に繋げていかなければ、経済大国・日本の未来はない。

かかる危機的状況の中で、公正・中立・独立の民間シンクタンクの立場から、衆知を結集して課題解決への道筋を提示するという当会の存在意義と役割はこれまで以上に増している。60 年余りの歴史と研究・提言の蓄積、それらを通じて培われた多様で厚みのある人的ネットワークを活かし、「変革と創造のためのプラットフォーム」として、日本経済の発展に寄与する成果を積極的に発信していく所存である。

ここに、日頃より当会の活動をご支援頂いている会員を始めとする関係者の皆様に対し、衷心より御礼申し上げますと共に、今後も一層のご指導・ご支援を切にお願い申し上げます。

2023 年 6 月

一般社団法人 日本経済調査協議会
理事長 朝田 照男

目 次

概況	1
I 2022 年度における調査提言活動	
1. 当年度に完了した調査専門委員会	5
(1) 中小企業研究委員会(調査報告 2022-1)	6
改めて中小企業の可能性を問うー弱者救済から強者育成へー	
(2) 第3次水産業改革委員会(調査報告 2022-2)	19
第3次水産業改革委員会 中間提言	
(3) 林業研究会(調査報告 2022-3)	35
社会で支える森林・林業	
(4) カーボン・ニュートラル委員会(調査報告 2022-4)	46
カーボンニュートラル実現に向けた「覚悟」を問う	
～トランジションとグレートリセットによるビジネスチャンスの創出～	
2. 継続中の調査専門委員会	
(1) 第3次水産業改革委員会	55
(2) 人材委員会	55
(3) 金融委員会	56
II 2022 年度における各種刊行資料ならびに各種会合	
1. 各種刊行資料	
(1) 調査報告書	57
(2) 定期刊行物	57
2. 各種会合	
(1) 調査および業務関係	
① 総合委員会・調査委員会	58
② 調査部長会	58
(2) 総務関係	
① 定時社員総会	59
② 理事会	59
III その他庶務事項	
1. 会員の状況	60
2. 役員一覧	62
3. 日経調の組織	65
4. ホームページ	66
5. 過去の刊行資料等	67

概 況

2023 年の「世界の 10 大リスク」として、国際政治学者イアン・ブレマー氏率いる米国調査会社ユーラシア・グループは、1 位：ならず者国家ロシア（Rogue Russia）、2 位：最大化する習権力（Maximum Xi）、3 位：テクノロジーによる社会混乱（Weapons of mass disruption）、4 位：物価高騰の波（Inflation shockwaves）、5 位：追いつめられるイラン（Iran in a corner）を挙げている（6 位以下も興味深いが略）。

また、みずほリサーチ&テクノロジーズでは、2023 年の世界観、即ち、グローバル経済の懸念テーマとして、「先の見えないウクライナ情勢」、「世界経済の分断（米中対立）」、「ゼロコロナ後の中国」、「根強いインフレ圧力」、「グレートモデレーションの巻き戻し」の 5 点を指摘している。

いずれにしても、100 年に 1 度とされるコロナ・パンデミックは社会や生活の有り様を大きく変化させた。また、ロシアによるウクライナ侵攻によって、冷戦終結後に形成されてきた国際秩序は大きく揺らいでいる。今や世界は、過去数十年の間、当然と考えられてきたことや経験値が通用しない、大きな環境変化が次々と起きる極めて不透明な状況となっており、今後は、こうした変化に対応しつつ、新たな社会・経済・産業の在り方に向けて、少子高齢化、気候変動、デジタル化への対応等、様々な構造課題に取り組み、次なる成長に繋げていくことが重要である。

かかる状況の下、公正・中立・独立の民間シンクタンクの立場から、衆知を結集して課題解決への道筋を提示する、という当会の存在意義と役割はこれまで以上に増していると自負している。具体的には、昨年度において以下の 6 つのテーマに取り組んだ。

	委員会名	発足時期	現在の状況等
(1)	中小企業研究委員会	18 年 12 月	22 年 7 月完了
(2)	林業研究会	19 年 12 月	22 年 11 月完了
(3)	第 3 次水産業改革委員会	21 年 6 月	22 年 8 月中間提言完了 23 年 4 月最終提言完了
(4)	カーボン・ニュートラル委員会	21 年 6 月	22 年 11 月完了
(5)	人材委員会	22 年 9 月	進行中 (23 年 4 月第 7 回委員会)
(6)	金融委員会	23 年 4 月	23 年 2 月準備会合 23 年 4 月第 1 回委員会

(1) 中小企業研究委員会

テーマ：改めて中小企業の可能性を問う

委員長：加護野忠男 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

主 査：後藤康雄 成城大学社会イノベーション学部教授

日本経済の発展に重要な役割を果たしてきた中小企業は困難・構造変化に直面していたところに新型コロナウイルス感染症の蔓延というかつてない危機にもさらされ今なおその影響は続いている。

本委員会では様々な視点から中小企業の実力と潜在力を評価し、金融、政策、産学連携などのフレームワークが及ぼす影響も考慮した上で、中小企業の新たな可能性を描き出すことを目的として議論を重ね、2022年7月に報告書『改めて中小企業の可能性を問う－弱者救済から強者育成へ－』を対外公表した。

(2) 林業研究会

テーマ：豊かな社会を創造する森林・林業・木材産業のあり方を考える

主 査：白石則彦 東京大学名誉教授

森林資源がかつてないほど充実している一方で森林所有者の林業離れは進んでいる。このような状況に対応するため政府・林野庁は森林環境税の導入を決め、森林経営管理制度が制定されるなど林業を取り巻く環境が大きく変わりつつあるなかで、真に持続する林業経営のために必要な解を示すべく高知県、静岡県といった地方の林業現場からの報告を含め産官学の有識者にお集まり頂き活発な議論を重ね、2022年11月に報告書『林業研究会報告書～社会で支える森林・林業～』を対外公表。12月に林野庁長官と面談、報告書の内容について説明を行った。

(3) 第3次水産業改革委員会

委員長兼主査：小松正之 一般社団法人生態系総合研究所代表理事

2018年、およそ70年振りに改正された漁業法では科学的資源管理や沿岸漁業への企業参入等、2007年以来、3回にわたり当会が行ってきた提言の一部がようやく実現されたものの、水産資源を「国民共有の財産」と明記しない等、内容不十分であった。そこで、斯業界の早期かつ抜本的な改善を実現させるべく「第2次水産業改革委員会」時の7つの提言を土台として具体的な実行提言を纏めるべく本委員会を立ち上げた。

2022年8月中間提言を対外公表。農林水産省、水産庁で記者レクを実施したほか、農林水産大臣、同事務次官、水産庁長官との面談を行い、業界紙4紙に掲載される等、反響を呼んだ。その後もデータベースの科学的根拠に基づく資源管理と評価・モニターの重要性を主軸とした議論を重ね、2023年4月、最終報告書を対外公表、農林水産事務次官、水産庁長官と面談、報告書の内容について説明を行った。

(4) カーボン・ニュートラル委員会

テーマ：2050年カーボン・ニュートラルにどう向き合うか～日本企業の覚悟

委員長：朝田照男 一般社団法人日本経済調査協議会理事長

主 査：尾木蔵人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際アドバイザリー事業部副部長

副主査：吉本陽子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
経済政策部主席研究員

今、我々に必要なのは、日本経済や産業の強みを活かしつつ、グリーン成長戦略をどのようにして日本全体の底上げに繋げていくのかという議論である。

本委員会では 2050 年カーボン・ニュートラル実現に向かう中で、日本が持つべき危機感と進むべき道筋を、インフラ面に加えて産業育成・産業競争力の面からも検討すべく、企業の視点のみならず、エネルギー・ユーザーとしての地方のあり方も含めて現実的な議論を積み重ね、2022 年 11 月に報告書『カーボン・ニュートラル実現に向けた「覚悟」を問う～トランジションとグレートリセットによるビジネスチャンスの創出～』を対外公表した。経済産業省ペンクラブにて記者レクを実施、業界紙 3 紙に掲載される等、反響を呼んだ。

（５）人材委員会

テーマ：不確実な時代における日本企業の人材確保・育成策を考える

委員長：木川眞 ヤマトホールディングス株式会社特別顧問

主 査：大久保幸夫 株式会社リクルートフェロー

デジタル革命の進展に伴うビジネスモデルの転換、アフターコロナ時代の不確実性の高まり、ワークライフバランスの重視等、労働者の新たな価値観といった最近の変化を受けて、人材ポートフォリオの最適化や適切な人材戦略の策定は、日本企業にとって切迫した課題となっている。

一方、実際の人材確保・育成は、そのような現実には追いついていないとは言えず、このような状況下、社会が求める人材をいかに育成していくか、そのために企業に出来ることは何か、企業自身がどのように変わらなければいけないのか、労働市場の制度的基盤や教育システムをどうすべきか等、経営者の目線で議論し、実践するための現実的で具体的プランを示すべく、22 年 9 月、本委員会を立ち上げた。

（６）金融委員会

テーマ：日本の金融機関が抱える課題を整理し、日本再生と持続的成長に寄与する処方箋を提言する

委員長：小山田隆 株式会社三菱 UFJ 銀行特別顧問

主 査：神田秀樹 学習院大学教授

主 査：福田慎一 東京大学大学院教授

副主査：廉了 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社調査部主席研究員

2023 年 2 月に準備会合を開催。産・官・学から 16 名の有識者にお集まり頂き、同年 4 月に「第 1 回委員会」を開催。

2023 年度においては、上述の通り、仕掛中の委員会・研究会を進めていくと共に、先行き不透明な世界経済を正しく認識し、日本経済が直面する構造変化と

その対応策を探るべく、新たな委員会・研究会の立ち上げを検討中である（詳細「事業計画（2023年度）」参照）。

以上が調査専門委員会に関わる報告である。

「調査部長会（詳細後述）」については、会員への接点手段の一つとして、毎年3回、継続的に開催している。直近の「世界経済の潮流 2022年Ⅱ」で第196回を数えた。

〔調査部長会／22年度実績〕

開催日	テーマ・講師
22年 8月31日	「世界経済の潮流 2022年Ⅰ」 上野有子 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）
9月2日	「令和4年度 年次経済財政報告」 松多秀一 内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当）
23年 2月28日	「世界経済の潮流 2022年Ⅱ」 石橋英宣 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）

また、2019年より「日経調だより」を毎月発刊している。本年1月号では「新規テーマ」について会員に向けて広く意見を募集、多くのコメントが寄せられた。弊会活動にご関心をお寄せ頂ければ幸いであり、引き続き、会員とのコミュニケーションを図って参りたい。

その他の会合、資料刊行等については次頁以降に記載の通りである。

I 2022年度における調査提言活動

1. 当年度に完了した調査専門委員会

	専門委員会名・テーマ	委員長名 主査名	活動期間
(1)	中小企業研究委員会 「改めて中小企業の可能性を問う ー弱者救済から強者育成へー」	委員長 加護野忠男 主査 後藤 康雄	開始 2018 年 12 月 完了 2022 年 7 月
(2)	第3次水産業改革委員会	委員長兼主査 小松 正之	開始 2021 年 6 月 中間提言完了 2022 年 8 月
(3)	林業研究会 「社会で支える森林・林業」	主 査 白石 則彦	開始 2019 年 12 月 完了 2022 年 11 月
(4)	カーボン・ニュートラル委員会 『カーボンニュートラル実現に向けた 「覚悟」を問う ～トランジションとグレートリセット によるビジネスチャンスの創出～』	委員長 朝田 照男 主 査 尾木 蔵人 副主査 吉本 陽子	開始 2021 年 6 月 完了 2022 年 11 月

調査専門委員会により作成発表された調査研究報告より、以下には提言に関わる主要部分を抜粋して記載する。

(1) 中小企業研究委員会

調査報告 2022-1 改めて中小企業の可能性を問う －弱者救済から強者育成へ－

序章

本報告書は、2018年12月から2021年12月の3年にわたって開催された中小企業研究委員会の活動内容を踏まえて取りまとめたものである。まず本研究会の問題意識と討議の経過について述べておく。

中小企業は日本経済の発展に重要な役割を果たしてきた。中小企業は、多くの産業において幅広い裾野を形成し、高い競争力を支え、雇用創出や地方経済の重要な担い手となっている。また中小企業は、多様化、高度化する需要構造の変化に迅速に対応することによって、円高や石油ショックなど度重なる危機を乗り越え、付加価値を安定的に生み出してきた。

しかし今、かつてない大きな困難・構造変化に中小企業は直面している。少子高齢化という今後しばらくは避けられない大きな流れのなか、金融、産業、市場、技術等の各領域における変化は、中小企業のビジネスモデルや経営のあり方に大きな影響をもたらさずにはおかない。これらの新たな構造変化を、日本の中小企業はこれまでのように乗り越えて行けるのだろうか。それはどのようにしたら可能になるのか。本委員会では、生産性、競争力、事業創出力、財務力、人材力など様々な視点から、中小企業の実力と潜在力を評価し、また公的支援や産学連携等の政策的・制度的フレームワークが及ぼす影響も考慮しつつ、中小企業の新たな可能性に向けて討議を重ねてきた。

委員会は、中小企業に関連する領域に知見と関心を有する多様なバックグラウンドを有する有識者から構成された。扱う問題はいずれも複雑な要素が絡み合い、容易に単一の解に到達することは当初より見込み難かったが、それでも毎回活発な議論がなされ、様々な意見と相互理解の蓄積を重ねてきた。論点はあまりに幅広く、出された意見も多様であったため、そのすべてを本報告書にまとめることは困難だが、それでも可能な限り含めるよう心がけた。しかしながら、読者によっては、実感と異なる部分もあるかもしれない。その背景として考えられるのは、業種ごとの実情の差異である。本研究会では、焦点を当てたテーマ（グローバル化、イノベーション等）との関連などから、どちらかといえば製造業を念頭に置いた議論が多めである。サービス業をはじめとする非製造業では、かなり製造業とは事情が異なる点多かろう。こうした点を含め本報告書のすべての内容が、わが国のあらゆる地域の全業種に該当するということはない。しかしながら、中小企業の今後のあり方に関心を持つ読者が全体を通読して頂ければ、関心や問題意識とつながる点はおそらく多々あるだろうと期待している。

討議を重ねて得た本報告書の大きな方向性をあらかじめ提示しておくとし、“弱者救済から強者育成へ”の転換の必要性である。戦後の中小企業政策は長らく、

中小企業は弱い存在なので支援が必要であるとの前提で実施されてきた。それは社会全体の認識を背景としたものでもあった。政策は、1990 年代末頃から、弱者救済的な色彩を薄めるべく大きく方針転換を図ろうとしてきたが、社会の認識はそれほど変わっておらず、また度重なる経済ショックを受けた緊急対応もあり、現実には弱者救済的な性格が色濃く残る運営が続けられてきた。しかし、すでに十分な成熟段階にあるわが国では、本来、中小企業の持つポテンシャルを体現する強者を育成する視点が重要な経済社会の構造にある。そのためには、政策面から中小企業が強みを発揮しやすい環境を整える必要があるし、当事者である中小企業もいかに強みを見出し伸ばしていくか、という発想が求められる時代にある、というのが本報告書の基本認識である。

第 1 節 マクロ環境の変化

中小企業をめぐる経営環境は大きな構造変化の過程にある。まず、経済全体として避けることができない長期的なトレンドとして少子高齢化の進行がある。少子高齢化は、総人口や労働力人口の減少により、経済全体のパイを縮小する方向に働く。図表 1 は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が作成した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の中位推計の結果である¹。推計の最終年次である 2065 年まで総人口、生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少は止まらない。2065 年には約 8,800 万人と、約 1 億 2,700 万人だった 2015 年の約 7 割にまで落ち込む。生産年齢人口の減少は総人口以上のスピードで進行するため、生産年齢人口の割合は、2015 年の約 6 割から、2065 年には約 5 割に低下する。

【図表 1 わが国の将来人口の展望】

またグローバル化をめぐる動向も、中小企業のみならず内外経済にとって大きな環境要因である。米中の対立や保護主義の台頭、さらには近年のコロナ禍、ウクライナ情勢も加わり、かつてのようなグローバル化一辺倒の流れは止まっている。おそらく今後、新たな着地点を見極めていくことになるだろう。もっとも、既にヒト、モノ、カネ、情報がグローバルに結びつく体制は定着している。世界貿易の長期的推移をみると、金額だけでなく経済全体に対するウエイトも飛躍的に高まっている（図表 2）。これは、冷戦の終結やそれを背景とする世界各国の政治経済体制の変化、WTO や関税条約・自由貿易協定などの環境整備のもと、企業活動のグローバル化、サプライチェーンの拡大に伴い、中間財をはじめとする多様な財・サービスの輸出入が増加したことによる。

【図表 2 世界貿易額と GDP 比の推移】

中小企業の環境変化という点ではマクロ経済の動向も大きな要素である。これは大きく 2 つに分けられる。まずひとつは低成長の長期化であり、中小企業にとっての外的環境であると同時に、中小企業部門の活力低下がもたらした帰結とい

¹ 社人研の将来推計は、推計と実績が乖離すること多いため、幅をもってみる必要はあるが、それでもわが国でもっとも信頼度の高い人口推計であり、将来人口の計数を擁する資料ではほぼ必ず引用される。

う側面もある。もうひとつは大規模な経済ショックの多発である。1990 年代以降の約 30 年間に、バブル崩壊、アジア通貨危機、金融不安、リーマンショック、東日本大震災、コロナ禍と、歴史的なネガティブ・ショックが続いてきた（図表 3）。

【図表 3 実質成長率の長期的推移】

そこにおいて目立つのは、金融市場に由来するショックが増えていることである。金融深化は資金循環の円滑化を通じて経済にプラス効果をもたらす一方、バブル現象などの攪乱を生む土壌にもなってきた。もっとも、こうした副作用が認識されつつも、大きく拡大した金融部門を再び縮小させることは考えにくい（図表 4）。今後も先進国を中心とする各国の金融政策の方針などをめぐり、市場の動揺があるかもしれない。金融をめぐるマクロ経済のリスクは、長期的な構造要因のひとつといえる。

【図表 4 世界の株式時価総額の推移】

以上のほか、人口動態とも密接に関連する地域経済社会の衰退、IT をはじめとする技術革新の進展など、中小企業の経営に大きく影響する要因が数多く存在し、環境は激変している。

第 2 節 中小企業の現状

こうした中、わが国の中小企業部門の動向をみると、長期的にも短期的にも全体として厳しい状況が続いている。まず長期的な動向を端的に表すのが企業数である。マクロ経済環境の厳しさや人口減少等を背景に、企業数は減少傾向にあるが、大企業と比べても中小企業の減少テンポは速い。その傾向は、特に 2010 年代半ば頃から強まっている。中小企業基本法改正（1999 年）による中小企業の定義変更後の同一基準で比較できる 2001 年以降の企業数は、2016 年時点で大企業が約 83%であるのに対し、中小企業は 76%にまで減少している。

【図表 5 中小企業と大企業の企業数の推移：2001 年＝100】

また、絶対数のみならず、かねてより論点となっている“新陳代謝”も低調な状態が続いている。世界的にみても、新陳代謝、すなわち参入、退出による企業ダイナミズムが低迷していることが、わが国の中小企業部門、ひいては産業全体の活力を弱めているのではないかという問題意識が持たれ、政策課題としてクローズアップされてきた。欧米の開廃業率が 1 割前後であるのに対し、わが国はその半分程度の水準が恒常化している。

【図表 6 わが国と英国の開廃業率の推移】

以上は長期的な視点からの俯瞰であるが、短期的な視点、特に新型コロナウイルス感染拡大後の期間を中心とする視点からみても、中小企業部門は相対的に厳しい状況が続けてきた。図表 7 は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）の業況判断 DI の推移である。大企業、中小企業とも、2020 年入り後に

感染が拡大して以降、2020 年夏場にかけて大きく落ち込み、そこをボトムとして回復傾向をたどったという大きな流れは一致している。しかし、中小企業の回復テンポは鈍く、本稿執筆時点の 2022 年 5 月時点においてもいまだマイナスのままである。こうした中、大企業の業況判断 DI との格差は大きく開いた状態が続いてきた。

[図表 7 中小企業と大企業の業況判断 DI の推移]

マクロ環境の確認の最後として、中小企業経営における命綱となることが多い金融面の状況についても概観しておく。中小企業の資金調達構造は、金融機関からの借入れを中心とする間接金融優位の状態が続いている(図表 8)。こうした構造は、信用リスクの低い借入先にとっては、安定的な運転資金の調達が可能な一方、信用リスクが必ずしも高くはなく、直接金融にシフトすることが困難な多くの中小企業にとって、経済の悪化局面における資金繰りを不安定化、困難化させる背景となっている。今次コロナ禍の局面では、政府による全面的な資金繰り支援によって、こうした事態は避けられてきたが、潜在的な構造は脆弱である。本報告書でも中小企業の資金調達面については、折に触れ扱うこととなる。

[図表 8 中小企業と大企業の資金調達構造 (2020 年度末、ストックベース)]

以上、中小企業をひとつの部門としてマクロ的にとらえる限り、長期的な視点からみても、コロナ禍以降を中心とする近年の短期的な視点からみても、逆風にさらされ続けてきたといえる。

第 3 節 本書の構成

以上のような全体の動向を踏まえて取りまとめた本報告書の構成は、以下の通りである。まず第 I 部として、中小企業自身のアクションに関わる主要な論点を提示する。第 1 章では、少子高齢化による人口動態の影響が直撃する事業承継問題を、「ファミリー」の視点を中心に置きつつ取り上げる。中小企業の多くは家族、親族が関わる度合いが強く、事業承継を考える際にもそうしたファミリーの要素が重要となることが多い。長期的に安定した健全な経営に向けてのファミリーガバナンスの考え方が述べられる。

続く第 2 章は、グローバル体制下の経営戦略という観点から、中小企業の海外進出を取り上げる。大企業に比べ海外市場との結びつきが相対的に弱かった中小企業部門でも、グローバル化が進んだ状況を眺め、海外ビジネスへの取り組みが増えている。海外関連の活動の中でも、海外進出は特にリスクが大きく、中小企業経営に大きな影響を及ぼす。中小企業の海外進出にもいくつか異なる動機があり、環境変化に応じて、当初の目的とは異なる柔軟な対応も有力な選択肢になることなどが述べられる。

企業活動は所在地と不可分であり、特に中小企業は、取引ネットワークや事業内容、市場、従事者の生活など様々な点において、地域とのつながりが強い。第 3 章では、こうした地理的要素が中核にある、産業集積について考える。そこでは、必ずしも短期的な利潤増大にはつながらない、しかし長期的かつ重層的な関

係性によって、情報蓄積が質、量とも充実する可能性が指摘される。こうした域内のつながりの変容、およびそれに対する向き合い方は、今後の中小企業経営や地域のあり方を考える際の大きなポイントになると考えられる。

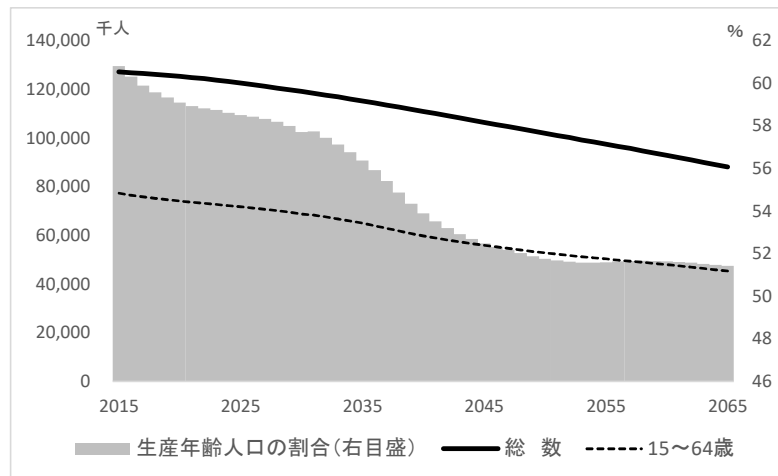
わが国の中小企業部門には革新意欲に富み高い生産性を誇る企業も多数存在するが、全体としてみれば、大企業に比べ生産性の水準、伸びのいずれも低いのが実状である。生産性向上は賃上げをはじめとする幅広い経営上の選択肢を広げる。もっとも、生産性を高める妙策妙計はなく、イノベーション創出をはじめとする経営努力を重ねていくのが王道である。第4章では、中小企業のイノベーション活動に焦点を当て、「リードユーザー」やデジタル革命の成果であるITの活用など、従来中小企業にとって手薄だった外部のイノベーションのリソースを活用する可能性を示す。

第Ⅱ部は、中小企業に対する支援に関連する論点を扱う。中小企業が果たす役割の大きさや中小企業ならではの諸問題に対処するため、幅広い中小企業支援策が講じられてきた。第5章では、資金繰り支援策をはじめとする中小企業支援策について考える。まず政府や公的機関による中小企業支援策の全体像を俯瞰した後、コロナ禍を含む近年における支援策の状況を俯瞰し、今後のあり方について考える。近年の金融支援を筆頭に中小企業支援策には一律的な側面が存在する。その一方で、多様な関係機関による幅広い支援策を通じてきめ細かく対応がなされている側面もある。大規模な経済ショックを受けた緊急対応と、平時における各事業者の事情に応じた支援の切り分けやバランスが重要と考えられる。

中小企業を支援する幅広い関係機関のうち、第6章では、中小企業にもっとも近い距離で支援を行っているいくつか性格の異なる公的組織の具体例をみる。支援対象である中小企業自身の経営課題が極めて多岐にわたり、時代に応じて変わっていくことを鑑みると、中小企業庁をはじめとする中央政府の基本方針および支援機関による支援の手段や運用も、経済・社会環境に応じて適宜見直し、改善していくことが求められる。

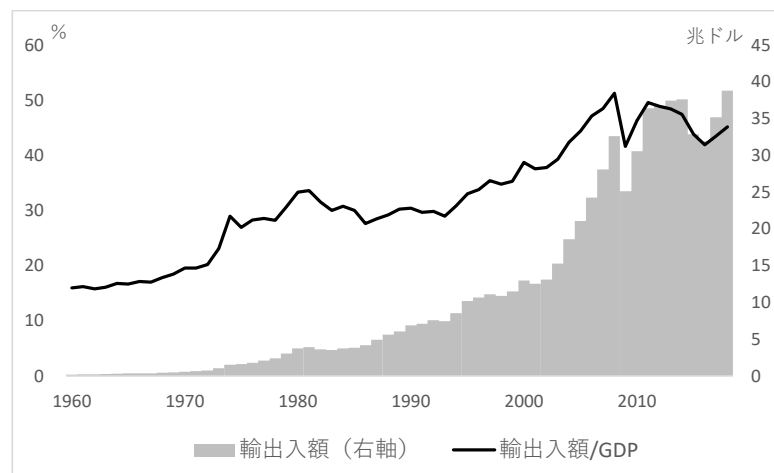
以上の各論の後、終章では、第6章まででカバーされなかった課題（社会的視点等）も踏まえつつ、今後の中小企業のあり方についての方向性を考察し、全体のむすびとする。

【図表 1 わが国の将来人口の展望】



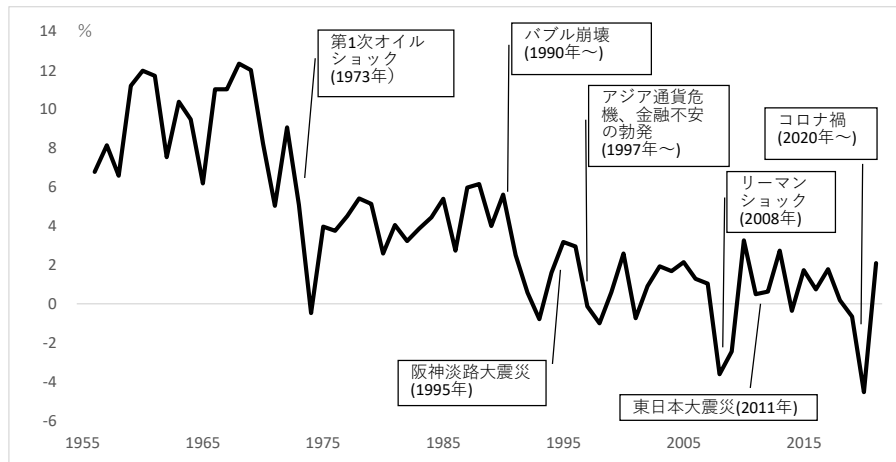
出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」より本委員会主査後藤作成

【図表 2 世界貿易額と GDP 比の推移】



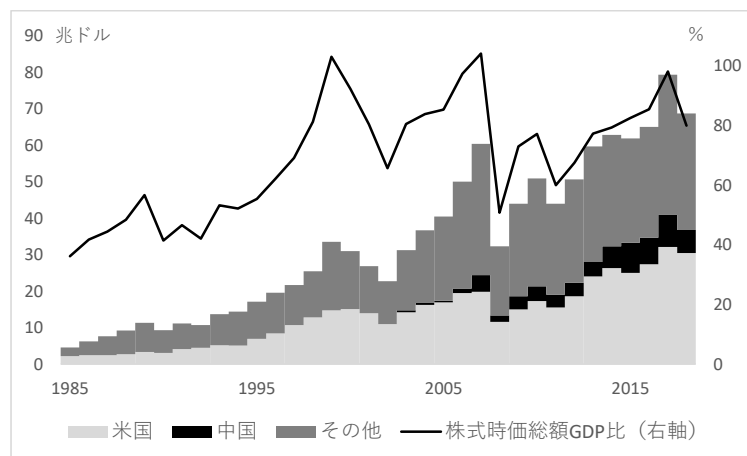
出所：経済産業省『通商白書 2020 年版』

【図表3 実質成長率の長期的推移】



注：1980 年度以前は 1990 基準・68SNA ベース、1981～1994 年度は 2015 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及の値、1995 年度以降は 2015 年基準・2008SNA ベースに基づいて計算した伸び率。
出所：内閣府「国民経済計算」より本委員会主査後藤作成

【図表4 世界の株式時価総額の推移】



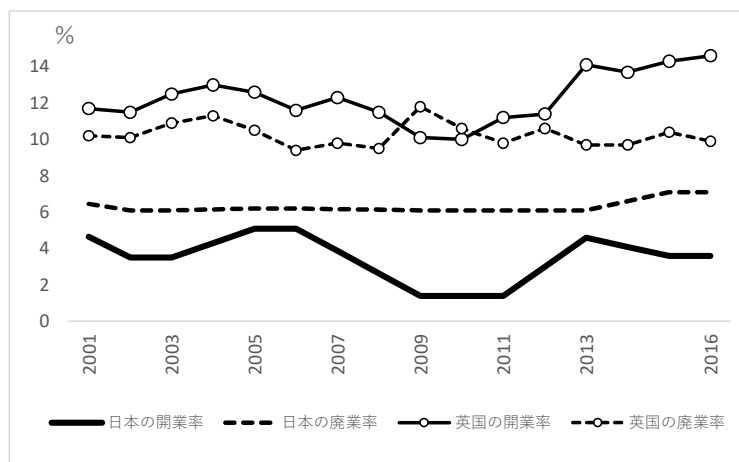
出所：経済産業省『通商白書 2020 年版』より本委員会主査後藤作成

〔図表 5 中小企業と大企業の企業数の推移：2001 年＝100〕



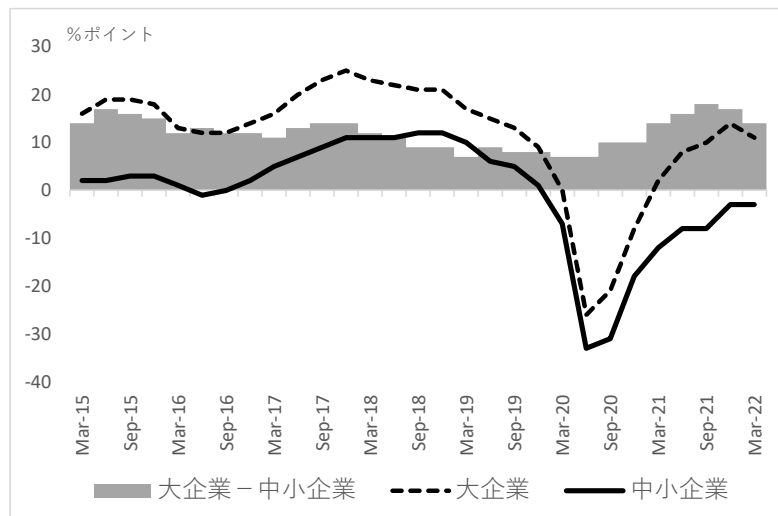
注：大企業、中小企業の 2001 年時点の企業数を 100 として指数化。
出所：中小企業白書各年版より本委員会主査後藤作成

〔図表 6 わが国と英国の開廃業率の推移〕



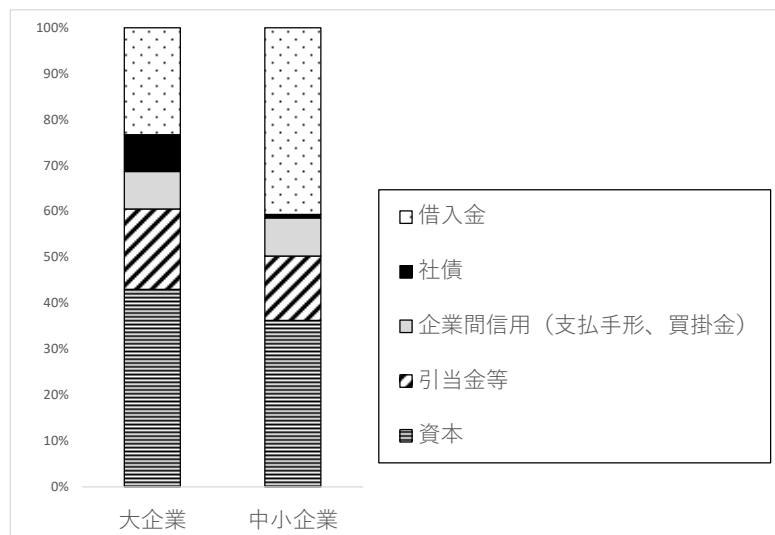
注：大企業、中小企業の 2001 年時点の企業数を 100 として指数化。
出所：中小企業白書各年版より本委員会主査後藤作成

〔図表 7 中小企業と大企業の業況判断 DI の推移〕



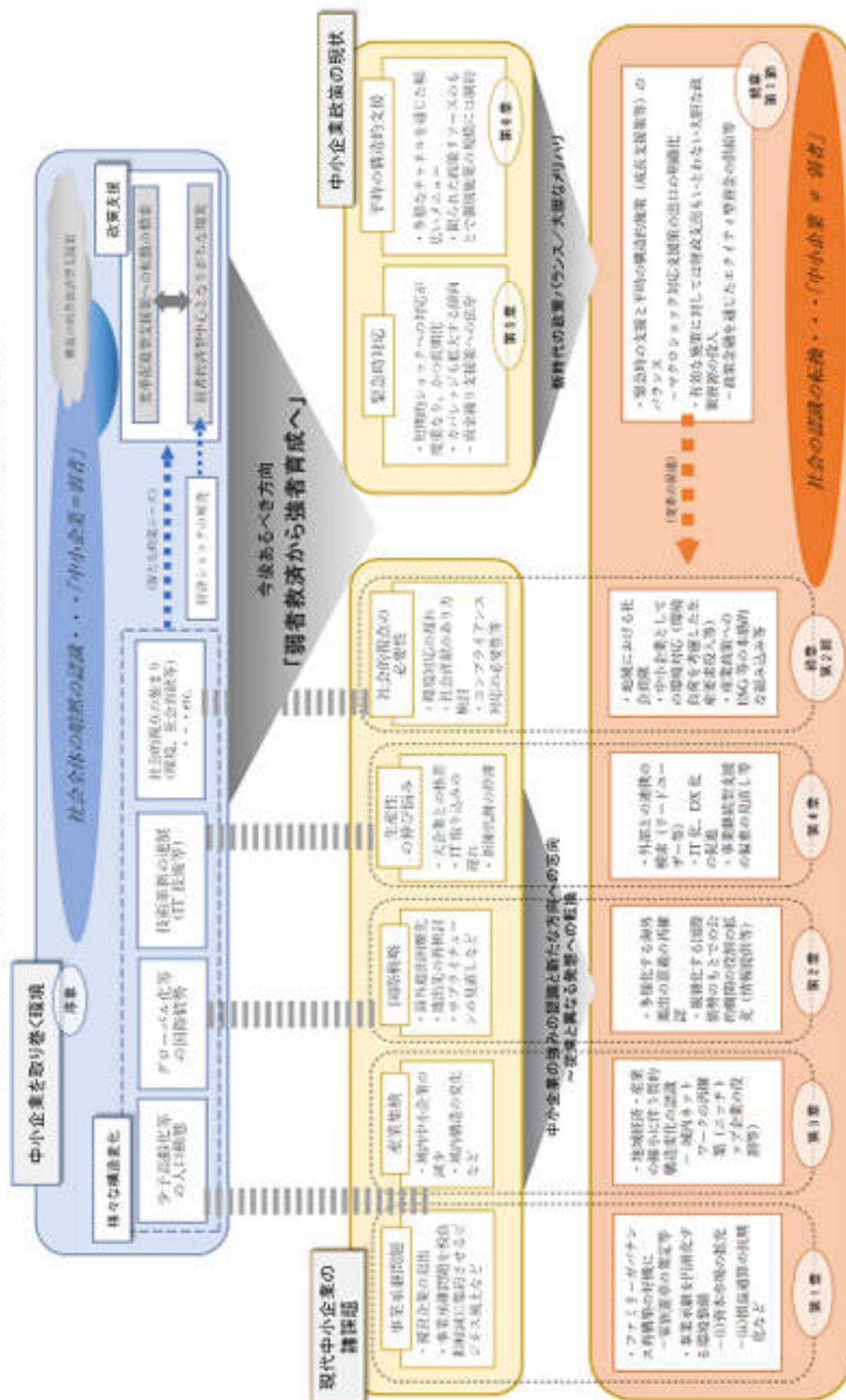
出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より本委員会主査後藤作成

〔図表 8 中小企業と大企業の資金調達構造（2020 年度末、ストックベース）〕



出所：財務省「法人企業統計」より本委員会主査後藤作成

改めて中小企業の可能性を問う：主要論点と提言



委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員長	加護野 忠男	神戸大学 社会システムイノベーションセンター 特命教授
主査	後藤 康雄	成城大学 社会イノベーション学部 教授
委員	植田 浩史	慶應義塾大学 経済学部 教授
	大澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役
	小野 有人	中央大学 商学部 教授
	小松 隆史	株式会社小松精機工作所 専務取締役 研究開発部部 株式会社ナノ・グレインズ 代表取締役社長
	鈴木 貴宏	公益社団法人中小企業研究センター 専務理事
	谷下 一夫	一般社団法人日本医工ものづくりコモンズ 理事長
	中島 隆	朝日新聞社 編集委員
	西居 徳和	株式会社西居製作所 代表取締役
	額田 春華	日本女子大学 家政学部 准教授
	浜野 慶一	株式会社浜野製作所 代表取締役 CEO
	平尾 勇	株式会社地域経営プラチナ研究所 代表取締役
	古野 幸男	古野電気株式会社 代表取締役 社長執行役員兼 CEO
	松宮 利裕	株式会社シャルマン取締役 専務執行役員
	宮永 径	株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長
	山本 直之	山本光学株式会社 代表取締役社長
事務局	小田 寛一	日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	日本経済調査協議会 顧問
	杉浦 哲郎	(元)日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	石川 美子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

外部講師名簿

(敬称略、所属・役職は講演当時)

山下 健	東京商工会議所 中小企業部長
------	----------------

報告書内容目次

委員会の概要

主要論点と提言

序章

- 第1節 マクロ環境の変化
- 第2節 中小企業の現状
- 第3節 本書の構成

第Ⅰ部 中小企業の現況と諸論点

第1章 事業承継問題－ファミリーガバナンスの視点を中心に

- 第1節 事業承継問題とは何か－わが国の現状
- 第2節 事業承継とファミリービジネス
- 第3節 構造的課題と今後の可能性

第2章 グローバル体制における中小企業

- 第1節 中小企業と海外とのつながり：マクロ的概観
- 第2節 近年の海外進出の状況－中国の事例を中心に
- 第3節 激変する国際情勢と中小企業

第3章 地域における中小企業

- 第1節 地理的な視点からの概観
- 第2節 産業集積の変容－大田区の事例

第4章 中小企業のイノベーション

- 第1節 中小企業部門の生産性低迷
- 第2節 イノベーション活動の課題－外部との協力を中心に
- 第3節 リードユーザーの可能性
- 第4節 デジタル革命と中小企業のイノベーション

第Ⅱ部 中小企業への支援

第5章 金融等を通じた中小企業支援

- 第1節 中小企業政策の変遷
- 第2節 近年の施策をめぐる動向
- 第3節 近年の金融支援策
- 第4節 コロナ禍における金融支援と今後のあり方

第6章 中小企業への公的支援—事例紹介

第1節 商工会議所による支援

第2節 日本政策投資銀行による支援

第3節 中小企業研究センターによる表彰

終章 むすびにかえて—新時代の中小企業

第1節 頻発する経済ショック

第2節 強まる社会的視点

第3節 従来の発想にとらわれない大胆な転換

図表集

参考文献

(2) 第3次水産業改革委員会

調査報告 2022-2 第3次水産業改革委員会 中間提言

提言

本委員会は2021年6月18日の第1回委員会を皮切りに、第9回まで資源管理・漁業政策・漁業権・漁業生産の実態等をテーマとした議論のほか、オーストラリア等海外を含めた学識経験者・官庁・水産会社トップからも講演を受けるなど、広範で掘り下げた議論を行った。

また、第10回では中間提言案の検討を行った。

(1) 提言の序論・総論

日本漁業・水産業の長期にわたる生産の著しい減少・低迷が、水産業界の著しい衰退と地方水産都市や離島の疲弊を招いている状況を見ると、水産政策を適切な方向に導くことは本委員会の責務であると考えます。特に、近年立て続けに起きている漁業協同組合（漁協）にまつわる不祥事（例えば、カツオの計量不正、アサリの産地偽装など）は、法令違反を効果的に防止できる体制になっていないことに起因するものと考えられる。コンプライアンス確保のための体制を整備し早急に進めるべきである。

漁業・水産業の先進国は漁業・水産業の法制度を改めて、科学的な水産資源管理の制度を導入し、水産業と地方経済の回復を達成している。漁業・水産業の経済成長率は著しく、海外における魚食の普及も急速に進展している（ノルウェー、アイスランド、アラスカ、オーストラリアとニュージーランド及びチリなど）。また、最近10年では水産物の日本の買い負けが進行し続けており、既述のように国内生産も急減している。これでは国民に対する食の供給の責任は果たせず、水産物の供給と消費は減退をし続けることになる。これは魚食国家である日本の弱体化と衰退を意味する。

日本は200カイリ排他的経済水域内でかつては約1,000万トンに及ぶ漁業生産量を上げたが、そのうちの700万トンを現在までに失った。しかし、このことは、活力ある漁業・水産業を復活できるポテンシャルを持っていることを物語る。したがって、漁業・水産業の法制度を根本から改正し、科学を根拠とする厳格な資源管理制度へ速やかに移行するとともに、開かれた透明性のある養殖、流通、加工と消費を含めた漁業・水産業を実現するため、漁獲報告・水産物購入報告ルールと監視・取締りルールに沿った操業の確立を図ることが至急求められる。

非持続的な漁業補助金と水産予算の抜本的な改革が必要である。多くの補助事業の実施主体に指定されている全国漁業協同組合連合会（全漁連）は日本の漁業の再興のためのビジョンを示すことが出来ずにこれまできた。政治の抜本的な変

化を望まぬ体制からの脱却を根本的にかつ、早急に進めなければならない。短期的な利益を求める関係から脱却し、根本的な改革を行うことが何十年も衰退を続ける日本の漁業と水産業を救うことにつながると思料する。そのためには関連する行政、政治家、水産業界及び科学者などすべての組織、目的や人々の意識改革も必要である。

これを実現するためには、水産庁のみならず、環境省など他省庁にも広く意見を求め、さらに NGO や在野で水産改革のために意見を発信する専門家や漁業制度の先進国である米国、オーストラリア、ノルウェーとアイスランドの政府と科学者ならびに産業界など海外の事例なども参考にするとともに、広範囲でかつ深い専門性を持つ人材を行政と研究機関に補強することも必要である。

特に行政には、漁業・水産業のシステムを短期的視点で現状からどこまで変えるかではなく、改革のための明確な目標点を見据えて、いかにそこに行き着くか、将来の国民と漁業者の視点から良いものは伝承し、悪いものは改革するという観点を持つことを期待する。すなわち、損失補填のための漁業補助金に依存して今を凌ぐことを目的とするのではなく、将来世代の海洋水産資源、海洋生態系の保全とそれらを計画的かつ持続的に利活用するための漁業・水産業に関する制度・システムの確立に全力を尽くすべきであり、日本の水産業を国際的にも通用する自立した産業にすることを固く信ずるものである。

以下、提言の各論は可能な限り迅速かつ包括的に実行に移すことが期待される。しかしながら、法制度の改正には常に 1～2 年を要する。その間においては、現状の漁業・水産業の制度・システムの中で、最大限実行可能な範囲で、以下の提言に到達することを目標として、実現可能なことから実行に移すことが現実的である。例えば、漁業権を行使できない組合員が毎年増加するなかで、空き漁場となった漁業権を行使する漁業者の権利の集約と法人化並びに地元水産業者の新規参入の促進などがあげられる。このほかにも実態に即した制度の改正と改革案は数多くありうる。

提言 1：（海洋水産資源/海洋生態系を無主物から国民共有の財産へ）

法律によって明確に「海洋水産資源と海洋生態系は国民共有の財産である」と定めることが重要である。

海洋・水産政策をそれらの法律の理念（科学的根拠と持続的利用の原則）のもとで実施することを義務付ける必要がある。

民法の規定である「無主物」としての解釈と、所有権に関する規定である「無主物先占」の取扱いを止め、行政が効果的に管理する。

旧明治漁業法の残滓（し）を引きずる現行漁業法制度を廃止し、海洋水産資源と海洋生態系は国民共有の財産であるとの基本理念のもと、新漁業法、新水産基本法などを可及的速やかに制定する。

（２）提言の各論

- ① 国民の共有財産である海洋水産資源と海洋生態系は、国民の負託を受けて

国と都道府県が管理を行うこと。漁業協同組合や一般社団法人など民間による海洋と水産資源・海洋生態系の直接的管理は適切ではなく、それらは国や都道府県の管理業務を補佐することが適切である。

- ② 国民共有の財産たる海洋水産資源の利用者は、その持続的利活用に努めるとともに、そこから利益を上げ、その利益は広く国民に公共の利用、資源保護等の方法で還元するものとする。
- ③ 国と都道府県は、海洋水産資源を科学的かつ経済的に管理し過剰漁獲を排除するとともに、枯渇または悪化した海洋水産資源は直ちに持続的利用が可能な水準まで回復させる（国連の持続可能な開発目標（SDGs）SDG14.4（抜粋：各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量（MSY）まで回復させる））。
- ④ 我が国における海洋水産資源は、民法第 239 条により「無主物先占」の規定の下にあるが、この規定では、水産資源の先獲り競争が進行し、資源の悪化を招く。従って、これを国民共有の財産として、国家がその管理を行うものとする。これは国連海洋法第 56 条と第 61 条の規定にも合致する。
- ⑤ 米国には海洋水産資源は国民共有の財産との規定はないが、国民からの信託を受けて「公共信託法理」（Public Trust Doctrine）に基づいて管理される。また、アラスカ州はその憲法により、州民共有の財産である。日本においても、国が国民の負託を受けて管理することを法令に明示し、水産政策に迅速に反映させるべきである。

提言 2：（データの質と量の向上、オブザーバー制度の導入と科学的根拠に基づく不確実性を最小限にした TAC 設定を）

海洋水産資源/海洋生態系を科学的根拠に基づき、持続的に利活用する漁業システムの構築。

最大持続生産量（MSY）と厳格な生物学的許容漁獲量（ABC）の算定と不確実性を最小限とする漁獲可能量（TAC）設定が必須である。現在の日本では漁業者から提供される漁獲データの量的・質的提供の格段の向上（正確性、リアルタイム）が急務である。漁業者から直接提供される漁獲量・魚種・サイズと操業期間・努力量等の漁獲データの解析と科学オブザーバーによる検証制度の導入と漁業から独立した科学調査データの収集が必要である。

2－2 （監視・取締制度と漁業法令違反に対する罰則の強化）

監視・取締制度の自国漁船・養殖業への導入・強化と罰則の強化が必要である。

我が国の自国漁船・養殖業に監視取締りを導入し体制を強化すること。また、用船に加え、官船による取締・監視体制を強化すること。

漁獲量の未報告・虚偽報告、漁獲量の超過、操業区域・期間違反などの漁業法令違反に対する罰則を強化すること。

- ① 国民共有の財産は、国と都道府県が国民からの負託を受けて管理する。国は資源の乱獲や過剰漁獲を避け、資源の利活用に関し国民に対して漁業界の内部用語ではなく、一般国民にも理解できる科学的な言語と表現によって、わかりやすく説明する義務を負う。
- ② 我が国の資源評価の対象魚種数が欧米に比べ少ないため、これを増大させる必要がある。また、MSY の算出は、米国は 75% を規準とし、50% 以上の達成確率では不十分であり、ABC とその後に設定される TAC の不確実性の削減のためには、これをより向上させることが重要である。我が国の資源評価に問題があることは、米科学者（Steven Teo 博士 海洋大気庁（NOAA）南西漁業研究センター（水産研究教育機構の 2020 年 10 月に開催の「資源評価ピアレビュー委員会」に出席）2021 年 2 月 9 日付みなと新聞電子版）からも指摘された（注）。
- （注）指摘の内容：i）魚の資源量を正確に推定するために重要な周辺国の漁獲データが足りないこと、ii）魚の年齢や群れの数、自然界での死亡率などの推定に不確実性が高いことから抜本的な改善が必要であること、iii）資源量自体の指標にも疑問が呈された。まき網では魚群を見つけて網を曳いた当たりで何トンの魚が獲れるかという指標が使われているものの、魚群の大きさなどの目安（魚群の数自体）が考慮されず、また漁船の技術進歩なども無視した分析になっているとし、科学者などによる調査をより強める必要性が求められた。Teo 博士はまた、iv）サバ類の管理に関し、日本と外国の協力体制が薄いことにも言及した。日本単独でも、漁期前調査を充実させることで漁期中に資源全体のうちどれだけの割合が日本水域に来遊するのかを推定し、その中でどれだけ量を獲るべきかを分析するなど、他国に左右されず管理する方法を考え得ると提案している。
- ③ 沿岸の漁業者/養殖業者は漁協を通じてではなく、直接都道府県に漁獲報告書を提出する体制にする必要がある。
- また、養殖業者には、都道府県に対し種苗（稚魚と若齢魚他）の池入れ数、死亡尾数と出荷尾数・重量、投薬量、水質モニタリングデータの養殖報告書を提出させること。
- ④ オブザーバーは漁獲・養殖報告書を検証するとともに、水産庁は虚偽報告と未報告に関する罰則を強化する。
- ⑤ 米国・オーストラリア・ノルウェーにならい、漁獲報告書など科学・統計情報の検証と収集に必要なオブザーバー制度を至急導入する。オブザーバーによる漁獲データを収集するための漁業者に対する指導と支援並びに漁獲報告書の記入の支援とその検証は、漁獲量と漁獲報告書の信頼性と精度の向上に不可欠であり、そのために必要な予算と人員を確保する。
- ⑥ 漁業と養殖業にはオブザーバー乗船ないし水揚げ地への配置、漁船にはビデオカメラの設置で、漁業と養殖業の活動を監視し、漁獲状況を検証する。GPS の装着も義務付ける。
- ⑦ 沿岸漁業では刺し網漁業などで、違反操業が後を絶たない。また、原産地

の不適切・違反表示の例としてアサリの一次保管を目的とした不正ないし不
適切事例があった。都道府県は、沿岸漁業のトレーサビリティと監視取締り
を強化すべきである。

- ⑧ 違法操業や産地偽装などの不適切漁獲が無くならないのは、それを仲介、
取引するマーケット（流通業者）・飲食店・レストラン・最終消費者が購入す
る事も原因であり、ノルウェーやニュージーランド、イギリス、米国など諸
外国にならい、卸売市場などの流通・加工、飲食店とレストランにも購入報
告書の作成・提出を義務付ける必要がある。

⑨ 罰則の強化

日本の罰則は諸外国の船体没収や許可の取り消しなどの厳罰に比較して軽
微である。罰則は抑止力としての効果を期待できるものとすべきである。

水産動植物の採捕違反などや、漁業法の漁獲報告書違反に対しても 3,000
万円以上の罰金への引き上げ、違法行為から得られた利益を全て没収する過
料の導入が肝要である。

図表 2：漁業法改正と罰則の体系

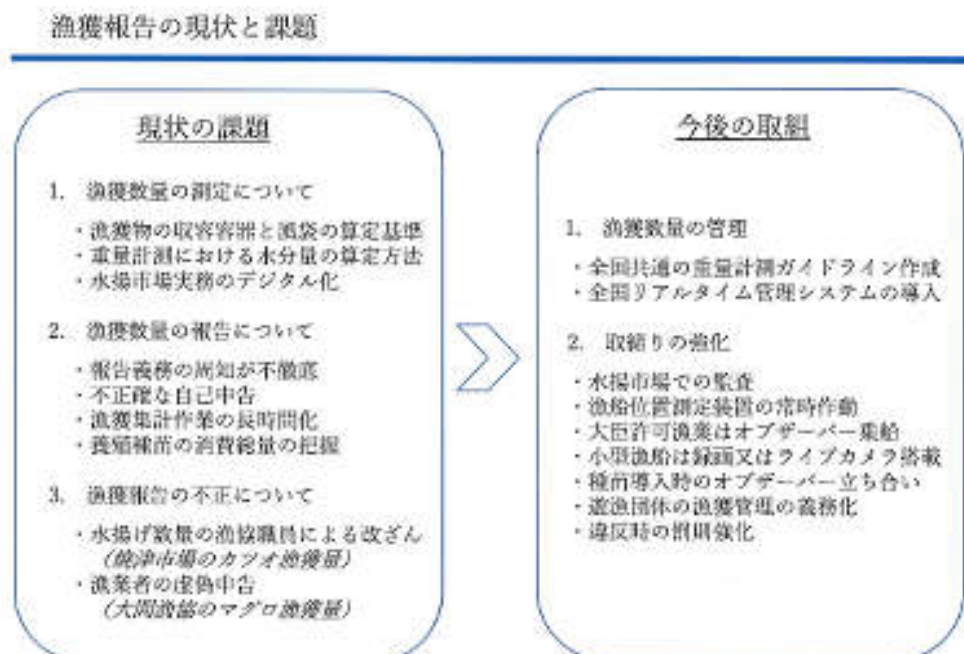
漁業法改正と罰則の体系				
✓改正法において、特定の水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品の譲受け等の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）を規定。無許可漁業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則を引上げ。 ✓停泊命令等を法律に明記し、命令違反者に対する罰則を引上げ。				
違反行為	改正前		改正後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
特定水産動植物の採捕（第189条第1号）	—	—	3年	3,000万円
違法に採捕された特定水産動植物の譲渡等（第189条第2号）	—	—	3年	3,000万円
漁獲割当てを設定されていない者が採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
漁獲割当て割合を有する年次漁獲割当額を超えて採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
採捕禁止命令、停泊命令等違反（第190条第2号）	3年	200万円※1	3年	300万円
停泊命令等違反（第190条第2号）	2年	50万円※2	3年	300万円
無許可、禁止漁業違反（第190条第3号、4号、8号）	3年	200万円	3年	300万円
漁業権又は入漁権に基づかずに入漁漁業・区画漁業を営む（第190条第7号）	3年	200万円	3年	300万円
大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第190条第5号）	3年	200万円	3年	300万円
知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第193条第2号）	6月	10万円※3	6月	30万円
漁業調整委員会等の指示に反すべき旨の知事命令違反（第191条）	1年	50万円	1年	30万円
漁獲量の報告義務違反（第193条第1号）	6月	30万円※1	6月	30万円
検査拒否・妨害・隠蔽等（第193条第4号）	6月	30万円	6月	30万円
漁業権又は組合員行使権を侵害（第195条）	—	20万円	—	100万円

※1：海洋生物資源の保存及び開発に関する法律（T.A.C法） ※2：森林水産物等 ※3：漁獲量調査規則

出典：水産庁「漁業法改正と罰則の体系」

(<https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/mitsuryotaisaku-2.pdf>)

図表 3：漁獲報告の現状と課題



出典：網代漁業株式会社代表取締役 泉澤宏氏作成

提言 3：（漁業権を許可制へ、物権を営業権としての位置へ）

共同漁業権、定置漁業権と区画漁業権の漁業権制度は順次廃止し、沿岸漁業・定置漁業・養殖業は許可制へ移行するものとする。
民法の土地に関する規定を準用する漁業権の「物権」（漁業法第 77 条）としての取り扱いについては、基本的に「営業権」との認識を基礎に今後さらに検討を行うことにしている。
これは沿岸域の保全、利用と開発にかかわることであり、広く国民的な議論を行う必要がある。

3－2 （養殖業を経営能力、環境への配慮を条件とした許可制度へ）

「養殖業に関する許可制度」に関しては、海洋環境を科学的に俯瞰し、マーケット分析を踏まえて全体計画を立てるとともに、個別には 1) 当該養殖業の環境の収容力、海底土質、海洋環境と魚病などに対する規制の順守の度合いと、2) 経営能力他を許可の条件とする必要がある。

- ① 漁協は、私的な経済事業と公的な性格の漁業権の管理という、相反する 2 つの事業を抱えてきた。これが、営利組織でもなく、公的組織でもないという曖昧な組織としての問題を惹起している。漁協は民間機関であり、また外部との対話も、科学と技術並びに経営に関しての対話力に限界があり、公益性を持たせた漁業権の免許の受け皿にはそぐわない。
- ② 沿岸漁業（共同漁業権内漁業）と定置網漁業に関しては、都道府県が、魚種別・混獲される複数種別に漁獲枠を設定し許可する。
- ③ 養殖業に関しては、事業の目的、海面の占有面積と養殖量の上限の設定などを定め、経営能力や海域環境と底質の保全を許可の必須条件とする。
- ④ 漁業権制度を廃止することによって、漁業権を物権とみなす規定（漁業法第 77 条）に準拠する事に代わり「営業権」として漁業を営む権利を保全する方向で本委員会では検討をしているが、さらなる検討と国民的な議論が必要である。

【参考】

漁業法 2018 年法律

（漁業権の性質）

第七十七条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第九章の規定は個別漁業権に、同編第八章から第十章までの規定は団体漁業権に、いずれも適用しない。

（抵当権の設定）

第七十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十条の規定の準用に関しては、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。個別漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。

2 個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（漁業権の移転の制限）

第七十九条 は「略」

提言 4 : (資源量と漁業経営バランスと新たな ITQ 等の導入へ)

TAC に基づき漁業資源量と漁業経営のバランスの取れた資源管理制度と取締制度を早急に確立するべきである。

4-2 (譲渡可能な個別割当制度 (ITQ、IVQ、IFQ 他の実施))

経営持続性と合理化の手段として効果的な ITQ (個別漁船割当 (IVQ)、個別漁業割当 (IFQ) を含む以下同じ) を大臣許可漁業と知事許可漁業に加えて沿岸漁業 (養殖業を含む) にも導入するべきである。

その際には、衰退する沿岸漁業地域の保護、振興を図るため、沿岸漁業には、許可漁業に比較して ITQ をより多く配分する仕組みを用意するなどの配慮が必要である。

4-3 (グループ化による譲渡可能な個別割当制度実施と枠配分・検討委員会の設置)

クロマグロ資源の ITQ オンライン化と漁業種類別枠管理を超えたグループ化による管理システムを構築するべきである。

クロマグロの漁獲管理は沿岸漁業、知事許可漁業と大臣許可漁業の枠を超えてグループ化し、異なる漁業種類間でも ITQ の融通を迅速かつ透明性をもって行えるシステムを構築するべきである

クロマグロの初期漁獲枠の配分を再度根本的にやり直すべきである。そのために、例えば、公認会計士・弁護士・生物学者・統計学者の第 3 者で構成される「IQ/ITQ 配分検討委員会」を直ちに設置する必要がある (水産庁は事務局の役割)。

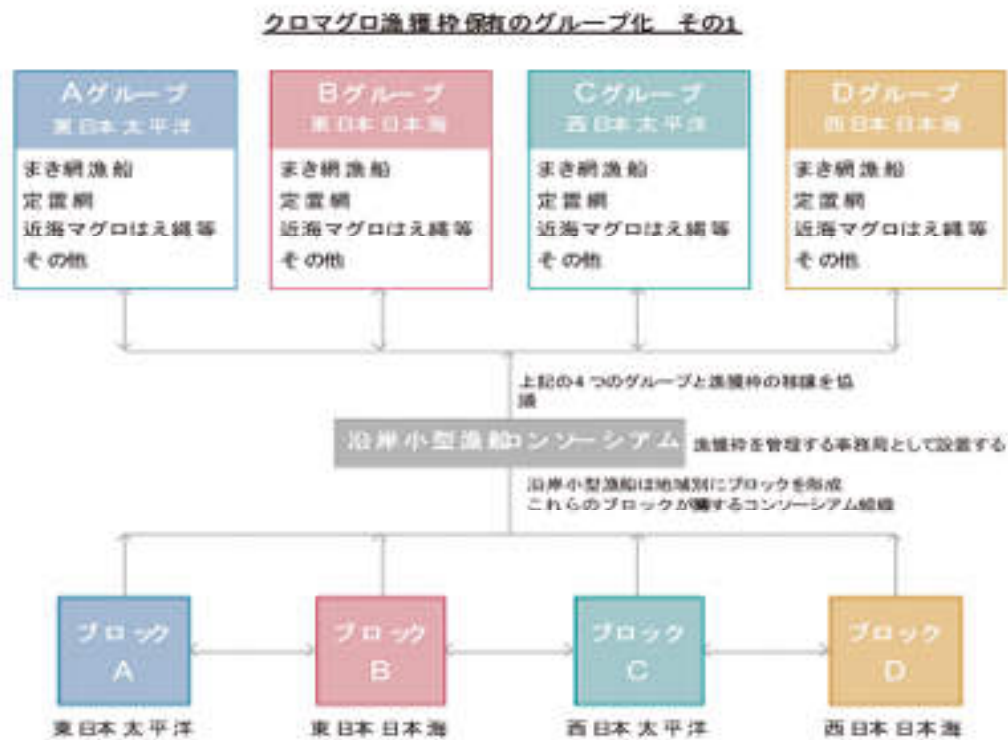
- ① 日本の資源管理体制の樹立とその効果的な実施は、未だに不十分であり、特に過剰漁獲能力問題が深刻である。しかしながら、資源に見合った漁船能力・漁船数の算出ないし適正化も行われていないし、行う方針も全く示されていない。過剰漁獲能力状態の解消を進める上で ITQ 制度の導入が必要である (注)。

(注) 譲渡可能個別漁獲割当 (ITQ ; Individual transferable quota) : TAC の範囲内で、過去の漁獲実績などを基に、個別漁業者ごとに漁獲量を割り当てる制度のことを個別漁獲割当 (IQ ; Individual Quota) と呼ぶ。IQ のデメリット (漁業者の経営規模の拡大などの融通を利かせるのが難しいこと等) を克服すべく登場してきたのが ITQ で、IQ を売買することができるなど譲渡できるものであって、経営の安定化を図ることができる。

- ② ITQ の効果的な実施については、各社・各人が保有する漁獲枠の移譲が迅速に透明性をもって行われることが鍵となる。改正漁業法 (第 20 条 ; 漁獲枠の譲渡) では、漁期中における漁獲枠の移譲を迅速かつ透明性をもって行えない。オンラインでタイムリーに有資格者がアクセスできる ITQ システムを構築し、管理するべきである。その際に農林水産大臣は事後に正確な報告を受けるとともに、監視できるシステムを確立しておく必要がある。

- ③ ITQは漁業種類の区分を超えて同一の魚種ないしは複数の魚種を一括コントロールすることが適当である。このために水産庁は、漁業種類ごとの管理をやめ、魚種毎の管理に移行すべきである（例えば、マグロ類ではまき網漁業・マグロ漁業・沿岸釣りはえ縄漁業が漁獲する魚種ごとの分布・生態に合わせて一体的に管理する方式に転換する）。
- ④ ノルウェーなどの制度にならい、ITQの管理は沿岸漁業の小規模漁業（沿岸小型釣り漁業と定置網漁業の区分）と沖合漁業（大中型まき網漁業と近海マグロはえ縄漁業）別の管理を超えて行うべきであり、漁業の種類を超えた漁獲枠の管理と譲渡を促進するべきである。
- ただし、沿岸漁業と沿岸漁業地域の保護と振興と経営の統合と規模拡大の観点から大型漁業と沿岸漁業間の漁獲枠の配分では、単純な実績割の方式を超えて沿岸漁業に配分がより多く配分されるべきである。
- ⑤ 複数の漁業者間（グループ枠）でのITQの漁獲枠の共同保有を推進する。これは、大型漁業と小型漁業の範囲を超えた情報の共有、コミュニケーション、漁場利用の円滑化と枠の譲渡の柔軟性と弾力化にもつながる。また、不必要な競争が無くなり、漁場形成やマーケット情報の共有が進み、漁業の近代化と利益の増大に加えて、これまで対立が際立った沿岸漁業と沖合の大型漁業の協力と信頼関係の促進が図られる（米国ベーリング海とニューイングランドに優良事例あり）可能性がある。
- ⑥ クロマグロの漁獲枠の漁業種類を超えたグループ化による保有の例
- ⑦ オンラインでの取引は漁業者間で行い、農林水産大臣はオンラインシステムを監視できるものとする。また、原則的にマーケット・流通関係者など漁獲物を購入する者もこれを閲覧できるものとする（ノルウェーなど）。

図表 4：クロマグロ漁獲枠保有のグループ化の例



出典：小松正之委員長作成資料

- i) 漁業種類別（大臣許可漁業と沿岸漁業：釣り漁業と定置網漁業）の区別の廃止
地域ごと（4～6 地域）に異なる許可漁業種類のグループを生成し、その中で、漁獲枠を共有する。
- ii) 漁獲枠は全く実績のない者には配布しない。ないしは、これを返上させる（有償か無償かは要検討）。
- iii) 漁獲枠の移譲は全てオンラインで行うものとする。地域別グループで、オンライン制度を導入する。水産庁は、地域別グループのオンライン化がスムーズに進むよう、実務に精通したオンライン専門会社と契約等の推進を行う。自らのグループで対応可能なときは、自分たちでオンライン管理する。オンラインについては、海外の事例から学ぶものとする
- iv) 漁獲枠の移譲がすぐわかる漁獲報告書のモデル（図表 5 参照）を作成する。

図表 5：漁獲成績報告書（ログブック）のモデル

まき網漁業の例

日付 (年/月/日)	漁船名	漁船登録番号	漁業者名	許可番号	ログブック 番号	
操業の開始日時： 年 月 日 時から 終了日時： 年 月 日 時まで						
操業の位置： 始点 東経 度 分 終点 東経 度 分 北緯 度 分 北緯 度 分						
24 時間以内の投網回数・投網時間： 1 回目 時 分 ～ 時 分 2 回目 時 分 ～ 時 分 3 回目 時 分 ～ 時 分 4 回目 時 分 ～ 時 分 5 回目 時 分 ～ 時 分						
魚種別漁獲量（重量/箱数） マイワシ（1 回目、2 回目、3 回目、4 回目、5 回目） マサバ（1 回目、2 回目、3 回目、4 回目、5 回目） マアジ（1 回目、2 回目、3 回目、4 回目、5 回目） クロマグロ（1 回目、2 回目、3 回目、4 回目、5 回目） カツオ（1 回目、2 回目、3 回目、4 回目、5 回目）					合計（重量／箱数）（C）	
総漁獲量（重量／箱数）						
漁獲割当量の状況 年 月 日現在						
魚種	年当初漁 獲割当量 (A) (ト ン)	累積漁獲 量 (B) (トン)	今回漁獲 量 (C) (トン)	漁獲割当 量販売分 (D) (トン)	他の漁業者 からの購入 漁獲割当量 (E) (トン)	現在の魚枠割当 量 (F) $F=A-B-C-D+E$ (トン)
マイワシ						
マサバ						
マアジ						
クロマグロ						
スルメイカ						

出典：小松正之委員長作成資料

提言 5：（非持続的漁業補助金の段階的廃止と予算のイノベーション等への振り向け、そして自立した漁業・水産業の確立を）

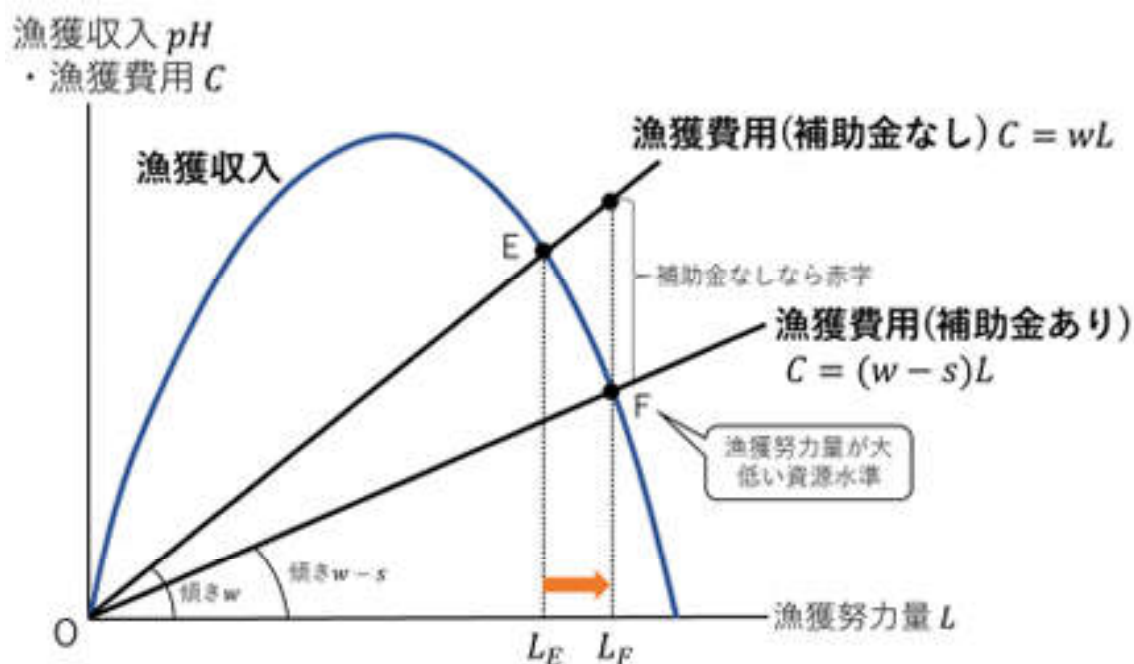
世界貿易機関（WTO）は 1）直接補償の補助金、2）経営経費補填補助金などのうち IUU 漁業と過剰漁獲補助金は廃止すると原則的に合意した。日本でも水産予算の経営損失の補填目的の漁業共済補償金などの漁業補助金は段階的に廃止すべきである。これら 1）と 2）の補助金は漁業の衰退を促進するので、今後はイノベーション、科学調査、消費・流通対策の充実、漁獲データの円滑な収集のためのオブザーバー制度の導入、トレーニングの実施と国内監視取締り活動の強化（取締官の補充と訓練）などに振り向け、1）及び 2）の補助金に依存しない自律した漁業・水産業の経営の確立を目指す。

- ① WTO が分類する「直接の漁業補償」、「漁業経費の負担・補助金」は経済学的にも、漁業資源学上も、漁業の収益を低下させ、かつ、資源を悪化させる「非持続的補助金」とであるとされている。従って 2022 年度水産予算のうち「非持続的補助金」（図表 6 参照）を段階的に廃止するべきであり、補助金に依存しない漁業への転換を図るべきである。
- ② 水産予算のうち漁業経営の漁業共済補填金、セーフティーネット補助金は数年をかけて廃止する。これらの補助金は、漁業・水産業の持続的な発展と将来に必要な新技術・新経営の開発・展開に必要な原資としてこれらに転換する。
- ③ 漁港の建設や修復などの公共事業は漁船数が減少し、漁港の建設と修復のニーズが減少しているので、これを削減するべきである。また、漁港は沿岸域の良好な沿岸漁場；藻場や干潟、砂州と湿地と河口域に隣接し、それを埋め立てながら建設されるため、結果的に良好の漁場と繁殖場を失っているので、今後これらの建設の縮小などがなされるべきである。
- ④ WTO の分類では、科学調査やイノベーション向けなどの「その他の一般補助金」があるが、これらについては水産業の将来の展開と資源の回復に貢献することから日本の予算でも奨励・方向付けすべきである。
- ⑤ 我が国には存在しない科学オブザーバー制度を創設し、科学オブザーバーの新設のために必要な生物科学的トレーニング経験者の採用とトレーニングの実施予算と海外での訓練費用並びに安全の確保のための保険の充実を図るべきである。
- ⑥ 取締船は、民間船である用船が多いので、取締りの権限と監督官 1 人と通訳 1 人の乗船に限られ取締りの能力が限定されている。これらをさらに充実させるための予算措置を講じるとともに、漁業の許可を行う官庁である水産庁に従属している用船組合を、その許可漁船が真に法を守った操業をしているのか否かの独立の取締機能を果たすために、水産庁の組織から独立させる。海上保安庁との協働や役割分担、どこに属するかも今後検討する。
- ⑦ 火力・原子力発電所からの温排水の海洋水産資源と海洋生態系への影響、

海洋の汚染の調査と防止の対策予算を充実させる。

- ⑧ サケ・マスの回帰の減少、養殖業の海洋環境と海底環境への影響の調査の予算を充実させる。

図表 6：補助金の漁業資源と漁業経営への影響



- 補助金 s で漁獲費用が低下 → 漁獲努力量の増加
→ 資源ストックの減少で非効率な漁獲 (点 E から点 F)
- 漁業者以外に補助金分の税負担が発生

図表 6 の点 E のように漁獲収入と漁獲費用が一致して利潤がゼロの状態にあるとする。このとき、補助金の支給で漁獲費用が低下すると、漁獲量を増やそうとして漁業者は漁獲努力量を増加させる (漁獲努力量は L_E から L_F に増加)。その結果、漁獲圧力は強くなり、資源量は悪化することになる。これは点 E から点 F への変化である。点 F において、補助金がなければ赤字であるが、補助金があるために利潤はゼロとなっている。

このように、赤字部分を補助金で補充すると、資源量は漁獲努力量が小さい L_E のときの点 E での資源量にとどまるべきところが、漁獲努力量が大きいための点 F に対応する低い資源量に減少するので、資源量は悪化する。

出典：2022 年 1 月 21 日 實多康弘委員講演資料より一部改変

今後の検討事項：

河川・海洋生態系の修復とサケ・マスふ化放流から自然産卵へ。

日本、樺太、南東部アラスカ、カナダ BC 州、ワシントン州、オレゴン州とカリフォルニア州でサケの回帰率の大幅な低下がある。これらは原因として河川周辺の都市化、生息環境の悪化とふ化放流魚の環境への不適合などが指摘されているので、これらへの対応のために自然産卵の活用とそのための河川生態系の修復の可能性について、科学的、生態学的、社会経済学的な検討を図るべきである。

以上は提言ではないが、将来の検討事項として、ここに提示する。

サケ・マスの人工ふ化によって、サケの遺伝的な多様性が減少して、その結果、サケが近年の地球温暖化による海水温の上昇による沿岸域の生態系の変化に対応できていないとの説がみられる。南東部アラスカ州のふ化場やアラスカ州政府並びに米政府 NOAA の報告でも、サケ・マスふ化放流事業を 10 年間以上にわたり、継続すると次第に回帰率が経験的に減少することが確認されている（米国アラスカ州訪問報告書（小松）；2018 年 6 月 5 日アラスカ大学水産科学研究センターの Keith Criddle 博士と NOAA Auke Bay 研究所の Pete Hagen 次長とサケ・マスの資源・回帰状況他の意見交換報告書（注））。

（注）Criddle 氏と Hagen 氏は、「日本と同様の傾向が米国でも起こっている。

ワシントン州やオレゴン州では人工的な都市化の影響でサケの回帰が少なくなっている。アラスカ州では、最近 20～30 年程度シロザケやベニザケとカラフトマスのふ化放流尾数を増加させており、その分の回帰量の増加がみられる。年変動はあるが一貫してすべての種類で増加の傾向が長期間見られている。最近は新たな河川と支流にふ化場を設けると、それが設置された数年は増加するが、その後すぐに減少傾向に入る。」と述べている。

委員名簿

(敬称略)

委員 長	小松 正之	一般社団法人生態系総合研究所 代表理事
兼 主 査		
委 員	池見 賢	マルハニチロ株式会社 代表取締役社長
(五十音順)	伊藤 裕康	中央魚類株式会社 代表取締役会長兼 CEO (2021 年 6 月～2022 年 7 月)
	酒井 健	株式会社極洋 代表取締役副社長
	阪口 功	学習院大学法学部 教授
	寶多 康弘	南山大学経済学部 教授
	野村 譲	久二野村水産株式会社 代表取締役社長
	浜田 晋吾	日本水産株式会社 代表取締役 社長執行役員
	福島 哲男	株式会社福島漁業 代表取締役会長
	矢野 雅之	株式会社ベニレイ 代表取締役社長
事 務 局	小田 寛一	日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	日本経済調査協議会 顧問
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	北島 基子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

報告書内容目次

1. 基本原則「食は命の源泉である」を踏まえた第3次水産業改革委員会の設置

2. 提言

提言 1

(海洋水産資源/海洋生態系を無主物から国民共有の財産へ)

提言 2

(データの質と量の向上、オブザーバー制度の導入と科学的根拠に基づく不
確実性を最小限にした TAC 設定を)

2-2

(監視・取締制度と漁業法令違反に対する罰則の強化)

提言 3

(漁業権を許可制へ、物権を営業権としての位置へ)

3-2

(養殖業を経営能力、環境への配慮を条件とした許可制度へ)

提言 4

(資源量と漁業経営バランスと新たな ITQ 等の導入へ)

4-2

(譲渡可能な個別割当制度 (ITQ、IVQ、IFQ 他の実施))

4-3

(グループ化による譲渡可能な個別割当制度実施と枠配分・検討委員会の設
置)

提言 5

(非持続的漁業補助金の段階的廃止と予算のイノベーション等への振り向け、
そして自立した漁業・水産業の確立を)

3. 中間提言の背景

4. 第3次水産業改革委員会での主要な問題意識

5. 委員会での検証状況

参考文献

ディスクレーマー (異議申し立て)

(3) 林業研究会

調査報告 2022-3 社会で支える森林・林業

序文

始めに地域における林業の位置づけを確認しておく。地域で産業は「基盤産業」と「派生産業」に大別される。基盤産業は農林業や水産業などの一次産業に加えて、二次産業の工場部門など広義のモノづくりがこれに該当する。基盤産業は人口や事業所の集積がなくとも成立する土地に根ざした産業で、地域で消費する以上のモノを生産して域外に供給し、その対価として域外から収入を得る。これに対して派生産業は三次産業などのサービス業が主に該当し、人口や事業所の集積を必要とし、域内でお金を循環させる。しかし地域ですべての消費財を自給することはできず、クルマや携帯電話、電気などを域外から購入すれば地域の富が流出することを避けられない。基盤産業は流出する富を域内に引き戻し、地域経済が縮小するのを抑止する役割を担う。地域における基盤産業と派生産業の労働人口の比率はその地域の産業構造により概ね決まっており、平均的には後者は前者の6倍前後である。人口減少が進む地方市町村においては、地域活性化の方策として子供のいる若い家族を地域内に移住させるところもある。その場合に問題なのは両親らがどのような仕事に就くかである。もし彼らが派生産業の職業に就いたとすれば、地域で生み出される富の総和は増えず地域経済も拡大しない。これに対して彼らが農林業やモノづくり等の基盤産業に就けば生み出される富は増大し、そのことによって派生産業で6人分の新たな雇用が生まれる。各労働者に平均1人の扶養家族がいるとすれば、基盤産業の労働人口が1人増えることにより地域経済が12人分拡大することになる。逆に基盤産業の労働者が1人減れば、地域経済が12人分縮小するのである。中山間地において就労機会としての農林業の役割は大きい（注釈1）。そして農業と林業の比較では、いずれも労働人口は長期的に減少傾向にあるが、農耕地の稼働状況に対して森林資源の潜在力は大きく、林業は生産性向上や労働力の補強によって産業規模を拡大する余地が大きい。こうしたことを根拠として、地域で林業を振興し、持続的にそれを営んでいくことはまさしく地域経済の基盤として非常に重要であるということを最初に指摘しておきたい。

我が国の経済は、1960年代以降の経済成長によって拡大したが、特に1960年代後半のいわゆる高度経済成長期に著しい発展を遂げた。この時期は1947～51年生まれの子供の世代が高校を卒業した時期と重なっており、多くの若者が都会へ出てモノづくりに従事し経済成長を支えた。しかし中山間地の人口減少はこのとき既に始まっていた。時の経過とともに地方・中山間地の過疎化と高齢化は進み、人口減少が地域のさまざまな社会経済機能とともに派生産業を衰退させ、そ

れが基盤産業の従事者の生活も損なうこととなった。こうした悪循環は中山間地に限らない。東北地方のある県の県庁所在地では、派生産業の労働人口の割合が特に高く、地域の富が流出する一方で、遠くない将来に都市が消滅するなどと言われている。これは基盤産業と派生産業の切り口から見た地域の経済の特徴を表しているとも言える。すなわち中山間地や都市を問わず基盤産業が地域経済を支えているということである。

森林資源と働く人がいれば林業は成立し、地域に林業が直接産み出す価値の何倍もの経済波及効果をもたらす。林業は裾野の広い産業と言われ、産出された木材が様々な用途に加工される過程で価値が付加され、その際にも雇用機会を生む（注釈 2）。そして林業経営活動を通じた森林整備は国民が期待する森林の公益的機能を維持・高進する。地域で森林・林業を支え、森林・林業が地域を支える。公益的機能の便益も流域から地球レベルまで広範に及ぶ。林業という産業が有するこうした優れた特性を国民や社会が理解し、社会全体としてこれを支えることは意義深いことと考える。

ビジネスモデルにはメインストリーム（主流）とニッチ（隙間）がある。林業も同様である。しかし林業の一次産物である丸太で差別化したり特別な付加価値をつけたりすることはいまやかなり困難である。林業の中心である人工林経営においてもニッチビジネスは不可能ではないが、まずはメインストリームモデルを確立すべきである。しかしながら資源や労働力、生産基盤や加工施設などの制約からメインストリームのビジネスモデルを採求できない地域は存在する。その場合はニッチで行くという選択肢しかない。メインストリームモデルが成立する地域においてもニッチモデルは併存できる。ニッチは地域の供給側・需要側の特性を正しく分析することから始まる。ニッチモデルにひな形はない。

林業のビジネスモデルも一般モデルと同じである。メインストリームモデルは品質管理、コスト削減、価格競争力、安定供給、事業の持続性などを共通要素とし、規模の拡大と市場での優位性を追求する。林業の場合はフローの制御（木材生産）だけでなくストックの管理（資源の持続性と公益的機能の確保）も重要である。したがって経済一辺倒では行かない。林業経営は時空間のスケールが大きいこと、不確定要素が排除できないことも特徴で、それゆえリスク管理は重要である。林業経営の採算性は材価の下落とともに長期的に低下している。内因としては小規模分散的な経営構造が背景にある。外因としては外材の輸入自由化と為替の影響、住宅建築の変容などがある。戦後暫く、国内で成熟した森林資源が枯渇し植林・保育・伐採・更新のバランスが崩れ、特に伐採に必要な基盤整備と機械化への対応がなされなかった時期が長く続いたことも近代化が遅れた一因としてある。

農業と林業が生物生産を介した一次産業・土地産業として同列視されることもある。類似点もあるが相違点も多い。大きな違いは経営期間が長期間に及ぶこと、小規模な所有者は作業が間断的で生業とならないこと、収穫に森林所有者個人では困難な林道等の基盤整備と機械装備が不可欠なことである。公益的機能は農業も認められているが、森林のそれはさらに広範である（注釈 3）。

上記のようなことを背景として、経営体レベル、地域レベルで今日的な林業経営のメインストリームモデルを描いてみる。その実現に向けて政策・制度レベルで改善すべき方向性について検討する。

注釈

1 基盤産業と派生産業

中村良平：地域創生地域の視点 下『稼ぐ力』持つ産業伸ばせ．日経新聞 2015 年 5 月 6 日経済教室より

2 木材の付加価値

極めて大雑把に、1 m³当たり 1 万円の素材（丸太）2 m³から約 4 万円の製材品 1 m³が生産され（歩留まり 50%）、それ以外に端材、板材や木質チップ、燃料などが産み出される。製材の過程で価値が倍増する。2021 年のウッドショックにより素材、製材品ともに何割か値上がりした。

3 公益的機能

森林の公益的機能に木材等生産機能を加えて多面的機能と呼ぶ。国民が森林に期待する多面的機能の経年的変化は令和 3 年度森林・林業白書 p55 に示されている。地球温暖化を防止する機能など、途中から調査に追加された機能もある。また農林業の多面的機能については日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（2001 年 11 月）に詳しい。

提言

提言 1

林業経営体は所有者に働きかけるなどして、林地の集約化に努めるべきである。

我が国の人工林資源は成熟し利活用期に入った。先人が造成してきたこの資源を地域で活用すべきである。そのためには林地を集積し、林道まで搬出するための林内路網や運材のための林道を整備して効率的な施業をすることが不可欠である。我が国の民有林は個々の所有者の所有面積が小さく分散していることが多い。森林計画制度の下で森林経営計画を作成し、団地的なまとまりを作って施業を集約し主間伐の出材量を確保することが施策により推奨されている。また自ら管理できない森林所有者は森林管理を市町村に委託する新たな森林経営管理制度が 2019 年度から導入された。市町村は管理を受託した森林について集積計画を作成して事業体に再委託し、事業体は経営の成り立つ森林（団地）の管理を受託して経済林として経営する。森林所有者および事業体は、こうした施策の方向性を理解し林地の集積に努めるべきで、これが進んでいけば施業が効率化され採算の取れる森林も増え、森林所有者へ利益を還元する可能性が広がる。事業体の経営も安定する。

提言 2

地域で適切な人工林の育林体系を再検討すべき。適切な施業体系の下で全般的な低コスト化にも努めるべきである。

地域の人工林の管理方針は市町村森林整備計画に標準伐期齢（伐採の下限林齢）や植栽本数、下刈りや間伐について時期や頻度などが記されているが、必ずしも客観的、合理的に定められたものでない。標準伐期齢は資源が成熟しほぼ陳腐化している。木材価格が国際水準まで下落し労働力も限られるなか、地域および経営体は過去の経緯にとらわれず実行可能で低コストの育林体系を検討すべきである。

低コスト化は、主伐時においては高性能林業機械の導入、搬出の路網作設、伐採後の地^{（び）}すえ、再造林については苗木の運搬と植栽、シカ対策、下刈り、そして間伐などさまざまな局面に及ぶ。導入可能な新技術を積極的に取り込み、かつ技能の向上に努める。

提言 3

市町村は、実効性のある有効な市町村森林整備計画を策定すべきである。

市町村森林整備計画のうち従来あまり省みられないが重要なのは機能別ゾーニングである。ゾーニングには環境や防災の視点と林業振興の視点がある。林業振興の視点からの生産林の面積は地域の労働力の制限がある。ゾーニングの客観的な区分けの方針を示し、環境保全や防災、林業振興それぞれの目的に添った森林整備のメリハリを利かせるべきである。そのための様々なツールや制度が用意

されている。また地域で長期的な森林整備のあり方を議論し、そのビジョンを整備計画に書き込むことが望ましい。市町村には森林の専門職がないこともある。学識経験者や業界関係者、環境団体、住民ら広く利害関係者を巻き込んで検討会や公聴会などを開催し、その方向性を整備計画に盛り込むことも有意義である。

提言 4

皆伐後地の再造林を確実に確保すること。そのために障壁となっている諸条件を解消すること。

各地で人工林の主伐が本格化しており、近年では全国で 6～8 万 ha ほどが皆伐されている。しかし再造林は 2.5 万 ha と 3～4 割に留まっている。現在皆伐されている林地は経営の条件の有利なところが多く、それが再造林されないのは問題である。将来的に林業経営を続ける林地をゾーニングし、循環ゾーンの皆伐後は確実に再造林すべきである。

現状で再造林がなされない主な原因として考えられるのは林業事業体の労働力が伐採重視に傾いていて造林に必要な労働力が配分されていないこと、その背後には作業種別の労働賃金の違いや、導入した高性能林業機械の稼働率を上げるため、等の事情があると思われる。また森林所有者側にも、50 余年後の不透明感から、再造林が躊躇われることは推察できる。再造林の面積を確保するため、いわゆる林野公共の造林補助金のうち再造林と下刈りを相対的に手厚く助成することは有効であろう。

市町村森林整備計画のゾーニングとも関連するが、主伐するか/しないか、皆伐後の再造林をするか/しないか、等の重い判断を林業経営の経験のない森林所有者に求めるのは無謀である。できるだけ多くの森林を森林経営計画または森林経営管理制度のいずれかでカバーし、それぞれの計画や制度の運用のなかで適切な取り扱いをしていくことが望ましい。

提言 5

必要かつ十分な苗木の数量を確保すること。そのために有効な施策を講じること。

全国で主伐が本格化しており毎年 6 万～8 万 ha が皆伐されているとみられる。他方で皆伐跡地の再造林は 2.5 万 ha 程に留まる。苗木生産も 2.5 万 ha を植林するのに過不足ない数量が供給されているが、地域や樹種によっては苗木不足が再造林の制約になっている懸念がある。苗木は育苗に 3 年程を要するため計画的生産が不可欠で、皆伐跡地の再造林率を上げるため供給量を増やさなければならない。苗木生産者の新規参入・増産を促すため、例えば地域ごとに 3 年先の買い取り数量と価格を契約して確保する取り決めや、やや広域で苗木の過不足を共有する仕組みなどが考えられる。行政が関与する余地もある。

提言 6

人材育成のため、各地の林業アカデミー等で作成された優れた教材は全国で共有できることが望ましい。

多数の県で林業技術者育成のための機関が設立され、オペレータ、マネージャー、ディレクター等の各階層について人材育成が始まっており、これに森林環境譲与税（県への配布分）が活用されている。県の林務行政職や森林研究所の研究職らに加え外部専門家を講師に招聘して講義がなされているが、各県で類似した内容も多いと思われる。出版社が介在して講演者の著作権等を確保した上で、講義内容をテキストにまとめたり、あるいは動画のままでも共有してはどうか。聴講者にとって復習や独学の助けとなる。コロナの影響で教育もリモートが特別なものでなくなった。受験予備校では定番講義はコンテンツ化されオンデマンドで聴講できる仕組みが導入されている。

提言 7

造林補助金について中長期的に望ましいあり方を検討すること。

現状では林業経営・森林整備に様々な趣旨で多額の補助金が投入されている。造林や間伐はいわゆる林野公共事業のカテゴリーに含まれ、それぞれ作業種ごとに厳密な仕様があり、測量図面や現地写真等を添付して申請し、現地で検査も行われている。現状の、作業区画ごとに作業をした費用の一部を助成するという考え方から、林地を所有・管理し計画的に森林整備を進めることに対して包括的に助成するという考え方に改めてはどうか。この背景には、従来の補助金のあり方が林業者が現場で自ら知恵を出す体質を損なってきたという指摘もある。どれだけの面積を間伐したかというアウトプットでなく、間伐など森林整備を通して健全な森林をつくるというアウトカムの考え方にも通ずる。経営体に森林総合監理士など総合的な専門知識や資格を有する者を配置するなど、内部の体質強化と併せて管理能力を自律的に高めるべきである。

提言 8

森林経営管理制度を推進していくため、林地の境界確定を進めること。必要な箇所の境界確定が可能となるような機動的な仕組みを検討すること。

森林経営管理制度を通じて民有林の管理を市町村に委託する場合、林地の情報（所有、地目、境界、面積、等々）と立木について森林計画に関わる情報（樹種、林齢、蓄積、所有者等）を結びつける必要がある。林地について地籍調査は最も確かな根拠となるが、森林部分の進捗は遅れている。地籍調査によらずとも必要な箇所の境界確定が進められるよう、予算措置も含め機動的な仕組みが必要である。

提言 9

森林の流動化を高めるため中立公正な市場を立ち上げること。また森林の適正な評価をするための専門家を積極的に育成すること。

全国に1ha以上の森林を持つ所有者は法人を含め約68万人いるが、そのうち5ha未満の小規模所有者が74%を占める。面積ベースでも24%を占めており無視できない。これらの小規模森林所有者の森林は往々にして小区画で散在しており、また所有者自身が林業の経験もなく関心も低いことも多く、林地の集積の隘

路となっている。一筆一筆が小さくとも集積して団地化すれば価値は高まる。森林の経済的評価（売買価）の算定方法は技術的にほぼ確立しているが、森林の売買が市場を通して見えにくい状況である。森林の流動化を高めるため中立公正な市場を立ち上げる必要がある。また森林の売買取引の事例が限られるため、現状では市街地に詳しい不動産鑑定士が森林も評価しているケースが多い。円滑な森林の売買を促進するため、森林評価の専門家を積極的に育成すべきである。特化した資格としては林業技士（森林評価）がある。

提言 10

グリーン税制など、企業が環境保全や温暖化防止に積極的に貢献できるような税制の仕組みを導入すること。

地球温暖化防止における森林の機能は、大気中に拡散した約 400ppm の希薄な二酸化炭素を吸収する点にある。また森林生態系として生物多様性保全や地球規模の大気・水循環にも寄与する。その便益の経済的な評価は困難であるがゆえ、企業が森林整備に取り組んだときには評価されるべきである。現状でも企業が例えば技術開発に投資をすれば税制上優遇されるように、森林整備等に貢献した場合は税制上優遇されるような仕組みを新たに導入すべきである。企業が森林整備を含む環境保全に関心を深める契機となりうる。適切な森林管理の説明責任を果たす手段として、客観的な基準で森林管理を第三者機関が審査する森林認証制度は有効である。

提言 11

林業現場に近いところ、具体的にはある規模を超える市町村や森林組合等に森林・林業の包括的な専門家を配置すること。

提言 7 で林野公共事業の補助金のあり方について指摘した。補助金の検査が簡素化されるなら、現在補助金行政に携わっている県林務担当者を例えば防災等より有益で現状手薄な任務に充てることができる。残土処理や発電のための転用など、林地が従来は想定されていなかった用途に使われており、専門職に対する新たなニーズが高まっている。

また森林組合など経営体も、単発的な作業の受託から森林経営管理制度を通じた経営管理の受託など、採算の評価も含むより高度な専門性が求められるようになっている。市町村の要請を受けて森づくりビジョンの作成を支援するコンサルや、経営体の専門性をサポートする包括的な専門家を配置することは有益である。自治体が地域林政アドバイザーの制度を活用して専門家を登用し地域林業を支援することも検討に値する。

提言 12

貿易におけるカーボנקレジットに関して、我が国に有利なルールを検討すること。

我が国は国産材自給率が改善途上にあるが、それでも今なお国内需要の約 6 割を外材輸入に依存している。他方でアジア諸国や北米などへ素材や製材、合板が

輸出されるようになり輸出量や額は増加傾向にある。森林は長期間炭素を固定しているが、伐採されると放出と見なされるルールが適用されている。このルールに従えば、我が国にとって木材輸入は排出でも吸収でもなく、木材輸出は排出となる。

森林が二酸化炭素を吸収しているという視点とは別に、収穫された木材製品（HWP）が貿易された場合、それが炭素の排出か吸収かについて議論がある。国境を越えた HWP が排出か吸収かは真逆で理解しにくい、例えば次のような事例を挙げると分かりやすいかもしれない。中国は今や世界最大の二酸化炭素排出国であるが、排出量のうちのいくらかの部分は輸出品の製造から発生している。中国の排出量から輸出品の製造に係る部分を控除すべきで、輸入国はその分の排出量も含めて引き受けるべきだ、と中国は主張するかもしれない。この論理を HWP に援用するなら、二酸化炭素を吸収してつくられた HWP を輸入した国の吸収量にカウントできることになる。排出量削減は産業の成長力に直接関わるので、我が国は自国により有利なルールを検討しておくことが望ましい。

提言 13

地域で合理的な木材の流通システムを加工施設側とも協議して導入すること。

地域で林業と林産業は共存共栄の関係を築かなければならない。しかし林産業側（加工施設）が必要とする太さ長さ数量の素材を林業側がジャストインタイムに供給することはかなり困難である。林業側は主に労働者のペースで素材生産しており、増産も生産調整も馴染まない。2021 年にアメリカの住宅需要が活況を呈して木材需要も高まり、いわゆるウッドショックが国内市場にも波及したが、川中の生産体制の未整備の問題もあり、国産材は増産できなかった。過去の統計が示すとおり、国内の木材総需要が景気の好不況により大きく増減しても国産材の供給量がほぼ影響を受けていないことから分かる。

地域で加工施設のニーズを林業側とも共有し、ICT 技術等を活用して効率的なサプライチェーンを構築するのがひとつの解決策である。そしてもうひとつの対応策は、本文中に記したような素材の在庫を一定量以上保有することである。近年「スマート林業」が注目され林業分野にも様々な高度情報処理技術が実用化されつつある。技術開発とともに地域での実装が重要である。秤量や価格決定、決済の方法を含め、地域の実情に合致した流通システムを協議して導入することが望ましい。

提言 14

造林と下刈りの労働負荷を改善するため、苗木の植栽と下刈りの機械開発を進め早期に実用化すること。

我が国の林業経営の課題のうち、再造林は最も重要なテーマである。造林と下刈りは育林工程のうち最もコストを要する。労働負荷が高くその割に賃金は低く、造林の請負業者が不足している。真夏の下刈り作業中にハチ刺されの労働災害が多発している。造林と下刈り作業が機械化されこれらの課題が解消されれば、持続的な林業経営の全体に貢献する程度が極めて大きい。林業は産業としての規模

が小さく、そうした機械開発は民間企業の商業ベースに乗りにくいかも知れない。
国として研究開発への支援が重要である。

委員名簿

(敬称略)

主 査 委 員 (五十音順)	白石 則彦	東京大学 名誉教授
	合瀬 宏毅	一般社団法人アグリフューチャージャパン 理事長・校長
	片岡 明人	住友林業株式会社 資源環境事業本部 技師長
	(～2020年6月)	
	久保山裕史	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 領域長
	佐川 広興	協和木材株式会社 代表取締役
	立花 敏	筑波大学 准教授
	寺澤 健治	住友林業株式会社 資源環境事業本部 山林部長
	(2020年7月～)	
	泊 みゆき	NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク 理事長
事 務 局	松崎 秀樹	ジャーナリスト
	山崎 靖代	林業家
	小田 寛一	日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	日本経済調査協議会 顧問
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	北島 基子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

外部講師名簿

(敬称略、所属・役職は講演当時)

安高 志穂	林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進 室長
酒井 秀夫	一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会 会長
網野 禎昭	法政大学 デザイン工学部 建築学科 教授
當山 啓介	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 千葉演習林 助教
中嶋 健造	NPO法人持続可能な環境共生林業を実現する 自伐型林業推進協会 代表理事
井上 岳一	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト
石井 洋	林野庁 森林・林業基本計画検討室 首席森林 計画官
藤江 俊允	浜松市 林業振興課 森林・林業政策グループ

報告書内容目次

序文

1. 提言
2. 経営体レベルに向けて
3. 地域レベルに向けて
4. 政策・制度レベルについて
5. ビジネスの視点から
6. 技術開発の必要性について
7. 林業のニッチモデルについて再考
8. 都市と森林を結ぶ

参考文献、注釈等

(4) カーボン・ニュートラル委員会

調査報告 2022-4 カーボンニュートラル実現に向けた「覚悟」を問う ～トランジションとグレートリセットによる ビジネスチャンスの創出～

序

温室効果ガス排出の大胆な削減が世界的な要請となる中、政府が 2020 年 10 月に打ち出した「2050 年カーボンニュートラル」実現は、待ったなしの課題である。環境問題への対応は、もはやコストではなく成長機会と捉えるべきであり、新たな投資を喚起し、日本の競争力を高めて経済成長を促す仕掛けが必要である。政府も、こうした観点から、「グリーン成長戦略」の実現に向けた取組みを進めている。

すでに多くの日本企業も、2050 年カーボンニュートラルを踏まえた目標を掲げている。研究開発や事業再構築などの取組みを進め、自社でのカーボンニュートラルが実現可能とする企業も少なくない。一方、社会全体のカーボンニュートラル実現は、これまでの施策の延長線上で到達できるような目標ではなく、様々な制約や課題を直視した現実的な議論を積み重ねる必要性が増している。日本は、省エネや化石燃料発電の高効率化などにおいて世界最先端の技術を有しているが、カーボンニュートラルを実現するには、こうした既存の技術を洗練させるだけでなく、新たに革新的技術を開発し、高効率な社会インフラを構築する必要がある。

コロナ禍、カーボンニュートラルを含む気候変動対策、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地政学的な情勢変化や経済安全保障など、日本は立て続けに難題に直面している。一方、こうした変化を、新たなルール形成やビジネス・エコシステムの構築を進めるグレートリセットと捉え、ビジネスチャンスを見出すことも可能である。そのためには、これまでの常識や目先の展開にとらわれることなく、企業自らが一歩先を見据えた成長戦略を構想していく必要がある。

本委員会では、以上のような問題意識に基づき、2050 年カーボンニュートラル実現を見据え、企業が何のためにどのように行動すべきか、政府や国民に何を求めるべきかについて、2021 年 6 月から 2022 年 9 月にかけて計 15 回委員会を開催し、現実的な議論を積み重ね、検討を行った。具体的には、成長戦略につなげるという心意気をもって、グレートリセットあるいはトランジションに挑戦している企業の経営者や有識者に委員としてご参加いただき、一部の委員からは企業の成長戦略に関する課題や展望についてプレゼンテーションをいただいた。また、外部からも専門家として有識者を招聘し、議論に必要な視点を提供いただいた。ここに関係者の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げる次第である。

2022 年 11 月

エグゼクティブサマリ

地球環境を良好な状態で維持し、次世代へ引き継ぐことは、現在を生きる我々の使命であり、我々自身の日々の生活を守っていくためにも必要不可欠である。そのためには、温暖化ガス排出の大胆な削減に取り組み、脱炭素を前提としたサステナブルな経営、サステナブルな社会への移行が喫緊の課題である。このカーボンニュートラル社会の実現には産学官が一体となってエネルギー、産業構造、国民生活の脱カーボンに向けたトランジションに取り組む必要があり、このトランジションに向けて本委員会では6つの提言を行った。

第一に、脱炭素に欠かせない再生可能エネルギーの導入促進において、リスクをとって挑戦しようとしている事業者を鼓舞する制度設計、基盤整備の必要性である。参入障壁となっている規制や入札制度などを見直し、地元対策やインフラ整備は国主導で取り組むべきである。また、太陽光や風力では劣勢とみられている我が国でも、水素、アンモニア、バイオ燃料など、世界に先行し、国産技術で活路を見いだせる領域もある。こうした領域では大企業、中小企業、スタートアップ企業間の連携を通じて、挑戦する企業を積極的にバックアップし、社会実装を急ぐべきである。

第二は、原発の利用拡大である。脱炭素の実現のみならず、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギーの供給不安を乗り越えるためにも、ベースロード電源を担うべき原発の利用拡大は必須である。資源の乏しい我が国において準国産エネルギーといえる原子力も、足元では技術やノウハウが継承されず、人材も育たなくなり、サプライチェーンも寸断される危機に瀕しており、放置すれば自力で原発を稼働させることすらできなくなる。東日本大震災で原子力の安全神話は崩壊し、原発推進体制そのものへの国民の信頼も失墜したままである。いまだ解決が難しい多くの問題があることは事実であるが、政府と経済界は国民や原発が立地する地域住民への丁寧な情報提供と積極的な対話を進め、安全性を見直し・担保した上で、少なくとも原発再稼働へ向けて加速的に取り組む必要がある。

第三は、サステナブル経営と地域共生への取り組みである。日本企業は気候変動に関する情報開示が欧米企業に比べて遅れているとの指摘がある。機関投資家や消費者も「グリーンウォッシュ」のような見せかけの脱炭素経営宣言には厳しい目を向け始めており、企業の本気度と覚悟が問われている。再エネ開発に先行して取り組んでいる企業は、地元補償ではなく、地域に提供できる価値を問う地域共生こそが成功へのステップであると説いている。なお、我が国にはこれまで日本経済を牽引し、経済発展に貢献してきた重厚長大産業や中小製造業のサプライチェーンが存在する。金融機関や総合商社などには、これらの産業群がサステナブル経営へとトランジションするためのバックアップを期待したい。

第四は、カーボンゼロと廃棄ゼロの両立である。太陽光パネルの寿命は 25～30 年とされており、耐用年数を過ぎた大量の太陽光パネルの取り扱いが事業者任せとなっており、いずれ社会問題化するであろう。脱炭素への取り組みが新たな

環境問題を生じさせることは許されず、リサイクルやアップサイクルへの取り組みを求めるなど立法措置も検討すべきである。また、日本には競争力のある素材産業の集積があり、パネル廃棄も含めたサーキュラーエコノミーの国際的規範となるようなビジネスモデルを構築し、パッケージシステムとしてアジア諸国を巻き込みながら普及拡大させるなど、ビジネスチャンスにつなげるべきである。

第五は、サプライチェーンの再編とルール形成の重要性である。我が国の基幹産業である自動車産業がガソリン車からEV車へとシフトすれば、当然、サプライチェーンの再編は避けられない。洋上風力発電を支えるための新たなサプライチェーンも必要となろう。こうした動きを先取りして、産業界は企業規模や産業の垣根を越えた新たなものづくりのエコシステムを構築すべきである。その際には、機動力のあるスタートアップとの連携も視野に入れるべきである。また、優れた技術だけでは世界をリードするような市場を形成することは不可能であり、仲間を増やす“共創”の仕掛けとなるルール形成の視点を戦略に織り込むことが極めて重要となる。経営者はルール形成の重要性を認識・理解し、傍観者となることなく、自ら積極的にかかわるべきである。

第六は、国民との対話である。脱炭素をはじめとする環境問題は総論賛成、各論反対に陥りやすい。これは国民に対する真摯な情報開示が不足しているからであり、特に国民生活へ大きな影響を及ぼすエネルギー問題については可能な限りコストも試算・開示し、国民が受益と負担について当事者意識をもって判断できるような素地をつくる必要がある。脱炭素にかかるあらゆる情報を「見える化」することで国民のリテラシーが向上し、それが脱炭素に向けた行動変容へとつながっていくはずである。そのための努力を政府も企業も惜しむべきではない。

経済成長が鈍化した先進国では、カーボンニュートラルはさらなる成長の機会である。企業は、カーボンニュートラルというメガトレンドがもたらす変化を的確に捉え、積極果敢な投資や研究開発を通じ、価値創造に向けた歩みを加速していかなければならない。

日本が目指すカーボンニュートラル社会に向けたトランジションへの適切な支援

エネルギーのトランジション

- エネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーを2050年の主力電源としつつも、原発、水素、アンモニア、バイオ燃料など多様なエネルギー源を効率よく組み合わせるエネルギーミックスを追求すべき

産業構造のトランジション

- 産業の脱炭素化は、2030年に向けた既存産業のトランジションを支援しつつ、2050年目標に向けて革新的なイノベーションを社会実装するという2段階ステップを踏むべきであり、そこに果たす金融の役割は大きい
- イノベーションを牽引するスタートアップの育成及び既存企業とのオープンイノベーションも活性化すべき
- 国際的なルール形成を仕掛ける上ではトランジションにおいて親和性の高いアジア諸国への支援・連携も重要

国民生活のトランジション

- 省エネを越えた、生活基盤そのものの見直しが必要
- “サステナブルタウン”という街づくりを通して、カーボンニュートラルに適合した国民生活への転換を促すと同時に、多くのビジネスチャンスを生み出していくべき

産学官がゴールを共有して取り組むべき

提言1:
再生可能エネルギー、水素、アンモニアなどの導入を支える基盤の整備

- 再生可能エネルギービジネスの取組みを進める上のような障壁を取り除き、政府が利害関係者や地元住民との調整を主導するとともに、入札制度を見直すなど、事業者のリスクを減らし、先行投資の回収を早めることのできる仕組みを整備して、挑戦する事業者を鼓舞すべき
- 水素、バイオ燃料など日本企業の挑戦的な取組を積極的にバックアップすべき

提言2:
カーボンニュートラル達成には原発の活用拡大も必要

- 電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰などへの備えは急務で、ベースロード電源を担うべき原発の活用拡大は避けて通れない
- 原発の再稼働や新設は切迫した課題であり、政府は政治的なリーダーシップを発揮し、国民の理解と協力が得られるよう取り組むべきであり、経済界も政府や電力事業者と連携し、原発の活用拡大に向けたアクションプランづくりを働きかけるべき
- 原発に関わる優秀な人材の育成・確保が急務である

提言3:
サステナブル経営と地域共生への取組み

- 非財務的価値などの新たな価値基準も考慮した経営への移行を
- 地元補償という穴埋め的な考えではなく、電源立地を通じて地元を提供できる価値とは何かを問い直し、地域との共生を図っていくべき
- ものづくりを支える中小製造業の円滑なトランジションを具現化すべく、金融機関、総合商社、商工会議所などが連携してワンストップの支援体制を

提言4:
カーボンゼロと廃棄ゼロの両立

- 太陽光パネルの導入が新たな環境問題を生じさせないよう、リサイクルやアップサイクルにより廃棄ゼロを目指す必要がある。立法措置も検討すべき
- カーボンゼロと廃棄ゼロを両立させるサーキュラーエコノミーという新たな資源循環の仕組みを作り上げ、これを国際的に通用するビジネスモデルとして国際規格としてパッケージ化し、アジア諸国を巻き込んで普及拡大を図るべき

提言5:
サプライチェーンの再編とルール形成の視点

- トランジションに向けたサプライチェーンの再編においては、大企業と中小企業が連携して新たなものづくりのエコシステムを構築したり、グレートリセットの担い手として期待されるスタートアップも含めた強靱なサプライチェーンの構築を進めるべき
- 既存インフラを有効活用し、トランジションをより低コストで円滑に進めることも重要な世界をリードするにはルール形成の視点を戦略に織り込む必要あり、経営者はその重要性を認識・理解し、ルール形成に積極的にかかわるべき

提言6:
国民との対話に関する取組み

- 国民が当事者意識をもって判断を行うためにも、具体的な受益とそれに対する国民負担の水準について、積極的に情報を開示・発信すべき
- GX（グリーン・トランスフォーメーション）とDX（デジタルトランスフォーメーション）を一体的に推進し、脱炭素に関連するあらゆる情報を「見える化」することにより、国民のリテラシー向上と行動変容につなげていくべき

挑戦している企業経営者からのメッセージ

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、先駆者としてのリスクをとりつつ、今できることから実直に取り組んでいる企業経営者からのメッセージを伝えたい。政府には挑戦者を鼓舞する強力な政策的支援を、アカデミアには学術的な支援をお願いしたい。そして、全国の企業経営者にもぜひ後が続いてもらいたい。

- ✚ 再エネ発電事業を通して学んだことは、地域との共存を達成するモデルを地域ごとにカスタマイズしてつくることである。地元は電源だけを求めているのではなく、雇用創出や環境教育なども求めている。地元の会社と競合するのではなく、意欲はあるがノウハウや資金が足りないという会社と一緒に事業を手掛け、地域還元率の高い事業に仕立てることも重視している。
- ✚ 再エネ設備の新規投資と直接供給により自社グループ完結型のコーポレート PPA モデルを進めていく。これにより、非 FIT 発電所（再エネ賦課金に頼らない発電事業）の投資回収と、建物への再エネ供給の安定化の両立を実現する。このように、自社で再エネ電源を持つことで長期的に安定した再エネ供給を実現できると考え、再エネ施設 100%自社保有電源による CO2 排出量ネットゼロ化を実現する。
- ✚ 水素サプライチェーンの産業競争力向上には「技術」「知財」「ルール」の三位一体の取組が重要であるが、日本は「ルール」が圧倒的に弱い。運用や安全にかかわるルール形成の発言力を高めるためにも、一気通貫での開発を行い、ルール形成にもしっかりと参画できるよう足場固めをしている。
- ✚ 自立共生型のエネルギーマネジメントをコンセプトとするサステナブル・スマートタウンのようなまちづくりは 1 社では実現できない。パートナー企業と共同でタウンマネジメント会社を設置し、地域に根差しながら進化し続ける街を運営・先導し、住民の声も吸い上げながらパートナーと一緒に新たな価値創造に挑戦し続けている。
- ✚ グリーンエネルギーとグリーンモビリティを IT 能力と組み合わせ活用し GX（グリーントランスフォーメーション）をリードしていくことを目指し、今後 3 年にわたり新たなテクノロジーとイノベーションの実現に向けた研究開発に 1 兆円を超える投資を行う。我々は今大きな課題を抱えているが、同時に、我々の世代にとって最大の難問を解決できる大きなチャンスも与えられていると捉えている。
- ✚ グリーン市場の規模は日本だけでも 10 兆円、そのうちジェット燃料の規模は 1 兆円と言われる。これだけの市場規模があれば、大企業、大学、ベンチャー企業にとっては大きなチャンスであり、是非、一緒に取り組んで頂ける企業があれば願っている。

- 風力に限らず、太陽光、水力、バイオマスも含めた今後の課題は「方策」にある。送電線は政府主導でやるべきであり、許認可プロセスの短縮も必要である。洋上風力では欧州のようなセントラル方式の入札の導入が望まれる。そして政府主導で地元住民への協力要請を働きかけ、再エネの重要性や地元へのメリットもある点を子どもの頃から教育するなど国民への啓蒙も重要である。

「カーボン・ニュートラル委員会」 委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員長	朝田 照男	一般社団法人日本経済調査協議会 理事長
主 査	尾木 蔵人	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 国際アドバイザリー事業部 副部長
副主査	吉本 陽子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経済政策部 主席研究員
顧 問	杉浦 哲郎	一般社団法人日本経済調査協議会 元専務理事
委 員	幾島 渉	丸紅株式会社 電力本部 副本部長
	市川 芳明	多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員教授
	酒井 浩志	昭和電工株式会社 常務執行役員 最高技術責任者 (CTO)
	曾禰 寛純	アズビル株式会社 取締役会長 取締役会議長
	竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー
	辻田 泰徳	芙蓉総合リース株式会社 取締役会長
	長野 浩司	一般財団法人電力中央研究所 特任役員 企画グループ
	西浦 三郎	ヒューリック株式会社 代表取締役会長
事務局	小田 寛一	一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	一般社団法人日本経済調査協議会 顧問
	竹内 信彦	一般社団法人日本経済調査協議会 主任研究員
	小林 桂子	一般社団法人日本経済調査協議会 リサーチアシスタント

外部講師 名簿

(講演順、敬称略、所属・役職は講演当時)

中村 公弘	東芝デジタルソリューションズ株式会社 IoT 技師長 株式会社東芝 デジタルイノベーションテクノロジーセンター センター長付
吉高 まり	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経営企画部 副部長 プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト
木南 陽介	株式会社レノバ 代表取締役社長 CEO
西村 元彦	川崎重工業株式会社 水素戦略本部 副本部長 執行役員
出雲 充	株式会社ユーグレナ 代表取締役社長
山本 賢一郎	パナソニック株式会社 ビジネスソリューション本部 CRE 事業推進部 部長
アリスティア・ドーマー	株式会社日立製作所 執行役副社長
奈良林 直	東京工業大学ゼロカーボンエネルギー研究所 特任教授 北海道大学名誉教授
星野 昌志	経済産業省 資源エネルギー庁 国際課 海外エネルギーインフラ室長

目 次

1. 日本が目指すカーボンニュートラル社会に向けたトランジションへの適切な支援
 - ◆エネルギーのトランジション
 - ◆産業構造のトランジション
 - ◆国民生活のトランジション
2. カーボンニュートラル社会実現に向けた提言
 - 提言 1：再生可能エネルギー、水素、アンモニアなどの導入を支える基盤の整備
 - 挑戦する事業者を鼓舞する制度設計を
 - 新たなエネルギーの導入に必要なインフラは政府主導で整備
 - 国産技術の競争力底上げ
 - 水素、バイオ燃料の強みを活かす
 - 提言 2：カーボンニュートラル達成には原発の活用拡大も必要
 - ベースロード電源としての原発活用推進
 - 政府と経済界は国民への丁寧な情報提供を
 - 急務となる人材の育成・確保
 - 提言 3：サステナブル経営と地域共生への取組み
 - サステナブル経営の潮流を的確に把握する
 - 地元補償よりも地域共生が成功へのステップ
 - トランジションを支援する
 - 提言 4：カーボンゼロと廃棄ゼロの両立
 - サーキュラーエコノミーでカーボンニュートラルを
 - ビジネスチャンスに
 - 太陽光パネルの回収・リサイクル
 - アジア諸国を巻き込んで新たなエコシステムを構築する
 - 提言 5：サプライチェーンの再編とルール形成の視点
 - スタートアップを含めたサプライチェーンの再編
 - ルール形成の重要性
 - 提言 6：国民との対話に関する取組み
 - コストに関する議論は不可避
 - 「見える化」で国民の意識を高める
3. おわりに
 - 政府への提言
 - 講師によるプレゼンテーション

2. 継続中の調査専門委員会

(1) 第3次水産業改革委員会

2021年6月開始 当年度12回オンライン開催

委員長：小松 正之 一般社団法人生態系総合研究所 代表理事
兼主査

委員：池見 賢 マルハニチロ株式会社 代表取締役社長
泉澤 宏 網代漁業株式会社 代表取締役

(2022年8月～)

伊藤 裕康 中央魚類株式会社 代表取締役会長兼 CEO
(～2022年7月)

酒井 健 株式会社極洋 代表取締役副社長

阪口 功 学習院大学法学部 教授

寶多 康弘 南山大学経済学部 教授

野村 譲 久二野村水産株式会社 代表取締役社長

浜田 晋吾 株式会社ニッスイ 代表取締役社長執行役員

福島 哲男 株式会社福島漁業 代表取締役会長

矢野 雅之 株式会社ベニレイ 代表取締役社長

当年度講師（講演順）

早稲田大学 地域・地域間研究機構 客員主任研究員・研究院客員
准教授 真田康弘氏、

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 理事長 中山一郎氏、
特定非営利活動法人スポーツフィッシング推進委員会 顧問・

一般社団法人日本スポーツフィッシング協会 顧問 茂木陽一氏、
東京海洋大学准教授 勝川俊雄氏、

株式会社時事通信社 ロンドン支局 記者 菅正治氏、

株式会社合食 代表取締役社長執行役員 砂川雄一氏、酒井健委員、
SeaBOS Managing Director Martin Exel 氏、

水産庁 水産経営課長 魚谷敏紀氏、

水産庁 漁政部漁業保険管理官補佐（共済班担当） 竹越攻征氏

(2) 人材委員会

2022年9月開始 当年度準備会合1回、委員会6回開催

委員長：木川 眞 ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問

主査：大久保幸夫 株式会社リクルート フェロー

委員：有沢 正人 カゴメ株式会社 常務執行役員 CHO

島貫 智行 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

曾山 哲人 株式会社サイバーエージェント 常務執行役員 CHO
 中島 豊 日本板硝子株式会社 執行役 CHRO
 平松 浩樹 富士通株式会社 執行役員 EVP CHRO
 顧問：杉浦 哲郎 日本経済調査協議会 調査委員長（元専務理事）
 当年度講師（講演順）
 大久保幸夫主査、曾山哲人委員、島貫智行委員、有沢正人委員、
 ブラックロック・ジャパン株式会社 マネージング・ディレクター
 インベストメント・スチュワードシップ部長 江良明嗣氏、
 中島豊委員

（３）金融委員会

2023 年 2 月開始 当年度準備会合 1 回開催

委員長：小山田 隆 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
 主査：神田 秀樹 学習院大学 教授
 主査：福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科・未来ビジョン研究センター・先端科学技術研究センター 教授
 副主査：廉 了 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 調査・開発本部 調査部 主席研究員
 委員：伊藤 芳彦 株式会社三菱総合研究所 常務執行役員 デジタル・トランスフォーメーション部門長
 岩井 尚彦 日本製鉄株式会社 財務部 常務執行役員財務部長
 岩下 直行 京都大学 公共政策大学院 教授
 梅原 弘充 株式会社静岡銀行 常務執行役員
 河村 芳彦 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役副社長
 佐々木 百合 明治学院大学 経済学部 教授
 田中 道昭 立教大学ビジネススクール 教授
 西山 圭太 東京大学未来ビジョン研究センター 客員教授
 萩原 攻太郎 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
 原田 喜美枝 中央大学 商学部 教授
 松尾 直彦 松尾国際法律事務所 弁護士
 顧問：杉浦 哲郎 一般社団法人日本経済調査協議会 元専務理事

Ⅱ 2022年度における各種刊行資料ならびに各種会合

1. 各種刊行資料

(1) 調査報告書

番号	報告書名	頁数	発行 年月日
2022-1	改めて中小企業の可能性を問う ー弱者救済から強者育成へー	70	2022 年 7 月
2022-2	第3次水産業改革委員会 中間提言	47	2022 年 8 月
2022-3	林業研究会 報告書 ～社会で支える森林・林業～	29	2022 年 11 月
2022-4	カーボンニュートラル実現に向けた「覚悟」 を問う ～トランジションとグレートリセットによる ビジネスチャンスの創出～	48	2022 年 11 月

(2) 定期刊行物

①2021年度事業報告

2022年6月22日発行

②日経調だより

2022 年 4 月 1 日刊行
2022 年 4 月 28 日刊行
2022 年 6 月 1 日刊行
2022 年 7 月 1 日刊行
2022 年 8 月 1 日刊行
2022 年 9 月 1 日刊行
2022 年 10 月 3 日刊行
2022 年 11 月 1 日刊行
2022 年 12 月 1 日刊行

2023 年 1 月 4 日刊行
2023 年 2 月 1 日刊行
2023 年 3 月 1 日刊行

2. 各種会合

(1) 調査および業務関係

①総合委員会・調査委員会

第 24 回：2022 年 7 月 7 日（於 事務局内会議室）

中小企業研究委員会報告書

『改めて中小企業の可能性を問う－弱者救済から強者育成へ－』について

第 25 回：2022 年 8 月 29 日（於 事務局内会議室）

第 3 次水産業改革委員会報告書

『第 3 次水産業改革委員会 中間提言』について

第 26 回：2022 年 11 月 9 日（於 事務局内会議室）

林業研究会報告書

『社会で支える森林・林業』について

第 27 回：2022 年 11 月 9 日（於 事務局内会議室）

カーボン・ニュートラル委員会報告書

『カーボンニュートラル実現に向けた「覚悟」を問う～トランジションとグレートリセットによるビジネスチャンスの創出～』について

②調査部長会

第 194 回：2022 年 8 月 31 日（オンライン開催）28 名参加

「世界経済の潮流 2022 年 I」～世界経済の不確実性の高まりと物価上昇
講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）

上野有子 氏

第 195 回：2022 年 9 月 2 日（オンライン開催）20 名参加

「経済財政報告」～人への投資を原動力とする成長と分配の好循環実現へ
講師：内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当） 松多秀一 氏

第 196 回：2023 年 2 月 28 日（オンライン開催）21 名参加

「世界経済の潮流 2022 年 II」～インフレ克服に向かう世界経済
講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）

石橋英宣 氏

(2) 総務関係

① 定時社員総会

第 10 回：2022 年 6 月 22 日（於 事務局内会議室）

議決事項

1. 2021 年度事業報告 【承認】
2. 2022 年度事業計画 【承認】
3. 2021 年度決算報告 【承認】
4. 2022 年度予算 【承認】
5. 役員の選任 【承認】
6. 公益目的支出計画実施報告書 【報告】

② 理事会

第 30 回：2022 年 5 月 27 日（於 事務局内会議室）

議決事項

1. 会員の入・退会及び増・減口 【承認】
2. 役員及び各種委員等の退任・選任、特別会員の推薦 【承認】
3. 2021 年度事業報告案 【承認】
4. 2022 年度事業計画案 【承認】
5. 2021 年度決算案 【承認】
6. 2022 年度予算案 【承認】
7. 公益目的支出計画実施報告書案 【承認】
8. 第 10 回定時社員総会の招集及び議題案 【承認】

第 31 回：2022 年 6 月 22 日（於 事務局内会議室）

議決事項

1. 業務執行理事の選任 【承認】
2. 専務理事の選任 【承認】

第 32 回：2022 年 11 月 10 日（於 事務局内会議室）

議決事項

1. 2022 年度上期事業報告 【報告】
2. 2022 年度上期会計報告 【報告】
3. 2022 年度上期 会員の入・退会及び増・減口 【報告】
4. 各種委員等の退任・就任 【承認】

第 33 回：2023 年 3 月 30 日（決議の省略）

議決事項

1. 役員賠償責任保険契約の締結 【承認】
2. 休暇取得単位、育児・介護休業等に関する規程類の改定 【承認】
3. 正会員の入会 【承認】

Ⅲ その他庶務事項

1. 会員の状況（2023年3月末時点）

2023年3月末における当会正会員数は119社、特別会員は31人で、正会員数は前年度に比べて1社の増加である。

一般社団法人日本経済調査協議会 正会員 119社（2023年3月31日現在）

(株) I H I	(株) 常陽銀行
旭化成(株)	昭和産業(株)
アサヒグループホールディングス(株)	(株) すかいらくホールディングス
有限責任あずさ監査法人	住友化学(株)
アズビル(株)	セイコーグループ(株)
出光興産(株)	損害保険ジャパン(株)
伊藤忠商事(株)	太平洋セメント(株)
伊藤ハム(株)	大成建設(株)
伊藤 裕康	大日本印刷(株)
(株) 伊予銀行	(一社) 大日本水産会
エーザイ(株)	(株) 竹中工務店
S M B C 日興証券(株)	(株) 千葉銀行
E N E O S ホールディングス(株)	(株) 千葉興業銀行
王子ホールディングス(株)	中外製薬(株)
沖電気工業(株)	中国電力(株)
鹿島建設(株)	中部電力(株)
(株) 開倫塾	D I C (株)
川崎重工業(株)	電源開発(株)
関西学院大学産業研究所	(一財) 電力中央研究所
関西電力(株)	戸田建設(株)
キッコーマン(株)	東海旅客鉄道(株)
キヤノン(株)	東京海上日動火災保険(株)
九州電力(株)	(一社) 東京経営者協会
教育出版(株)	東京商工会議所
京浜急行電鉄(株)	東京センチュリー(株)
サッポロホールディングス(株)	東京建物(株)
四国電力(株)	東京電力ホールディングス(株)
(株) 静岡銀行	(株) 東芝
(株) 商工組合中央金庫	東電設計(株)
常磐共同火力(株)	東武鉄道(株)

東北電力(株)
(株)ニチレイ
西日本旅客鉄道(株)
西松建設(株)
日産自動車(株)
日本製鉄(株)
日清オイリオグループ(株)
(株)日清製粉グループ本社
日鉄興和不動産(株)
日本銀行
(一社)日本経済団体連合会
日本工営(株)
日本証券業協会
日本証券金融(株)
日本精工(株)
(株)日本政策投資銀行
日本生命保険(相)
日本たばこ産業(株)
(一社)日本鉄鋼連盟
日本ユニシス(株)
野村ホールディングス(株)
農林中央金庫
パナソニックホールディングス(株)
(株)パレスホテル
東日本旅客鉄道(株)
(株)肥後銀行
(株)日立製作所
日立造船(株)
日野自動車(株)
ヒューリック(株)
(株)フジコーポレーション
富士通(株)
富士電機(株)
芙蓉総合リース(株)
(株)ブリヂストン
松井建設(株)
マルハニチロ(株)
丸紅(株)
みずほ信託銀行(株)
(株)みずほフィナンシャルグループ
みずほリース(株)

(株)みちのく銀行
(株)三井住友銀行
三井住友信託銀行(株)
三井不動産(株)
三井物産(株)
三菱地所(株)
三菱商事(株)
三菱電機(株)
(株)三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行(株)
明治安田生命保険(相)
森ビル(株)
安田不動産(株)
ヤマト運輸(株)
(株)横浜銀行
(株)りそな銀行
龍谷大学
(株)レゾナック・ホールディングス

2. 役員一覧 (2023 年 3 月末時点)

(敬称略)

代表理事・理事長

朝田 照男 丸紅(株) 名誉理事

代表理事・副理事長

永濱 光弘 アズビル(株) 社外取締役

理 事

岩井 睦雄 日本たばこ産業(株) 取締役会長

上條 努 サッポロホールディングス(株) 特別顧問

高橋 恭平 (株)レゾナック・ホールディングス 相談役

小田 寛一 (一社)日本経済調査協議会 専務理事 (業務執行理事)

監 事

小山田 隆 (株)三菱UFJ銀行 特別顧問

國部 毅 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長

関口 憲一 明治安田生命保険(相) 名誉顧問

調査委員会

委員長

杉浦 哲郎 (株)千葉興業銀行 取締役

調査委員

石井 威望 東京大学 名誉教授

金本 良嗣 政策研究大学院大学 客員教授

島田 晴雄 慶應義塾大学 名誉教授

生源寺 眞一 東京大学 名誉教授

神野 直彦 東京大学 名誉教授

清家 篤 日本赤十字社 社長

松田 義幸 尚美学園・尚美学園大学 名誉教授

八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部 特命教授

渡邊 利夫 拓殖大学 顧問

小田 寛一 (一社)日本経済調査協議会 専務理事

総合委員会
委員長
高橋 恭平

(株)レゾナック・ホールディングス 相談役

総合委員

相川 善郎
朝田 照男
石井 威望
石田 徹
岩井 睦雄
大櫛 顕也
大宅 映子
岡野 貞彦
奥田 修
勝野 哲
金本 良嗣
上條 努
川村 健一
河津 司
北島 義俊
佐々木正人
島田 晴雄
生源寺眞一
神野 直彦
杉浦 哲郎
隅 修三
清家 篤
柘植 康英
富田 哲郎
永濱 光弘
新妻 一彦
福川 伸次
松田 義幸
茂木友三郎
八代 尚宏
渡邊 利夫
渡部 肇史
小田 寛一

大成建設(株) 代表取締役社長
丸紅(株) 名誉理事
東京大学 名誉教授
日本商工会議所 専務理事
日本たばこ産業(株) 取締役会長
(株)ニチレイ 代表取締役社長
評論家
(公社)経済同友会 事務局長・代表理事
中外製薬(株) 代表取締役社長
中部電力(株) 代表取締役会長
政策研究大学院大学 客員教授
サッポロホールディングス(株) 特別顧問
(株)横浜銀行 顧問
(一社)日本貿易会 専務理事
大日本印刷(株) 代表取締役会長
(株)竹中工務店 取締役執行役員社長
慶應義塾大学 名誉教授
東京大学 名誉教授
東京大学 名誉教授
(株)千葉興業銀行 取締役
東京海上日動火災保険(株) 相談役
日本赤十字社 社長
東海旅客鉄道(株) 代表取締役会長
東日本旅客鉄道(株) 取締役会長
アズビル(株) 社外取締役
昭和産業(株) 代表取締役社長 執行役員
(一財)地球産業文化研究所 顧問
尚美学園・尚美学園大学 名誉教授
キッコーマン(株) 取締役名誉会長
昭和女子大学グローバルビジネス学部 特命教授
拓殖大学 顧問
電源開発(株) 代表取締役社長
(一社)日本経済調査協議会 専務理事

審議会

議長

黒田 則正 みずほ信託銀行(株) 元会長

審議員

瓜生 道明 九州電力(株) 代表取締役会長
清水 希茂 中国電力(株) 代表取締役会長
高瀬 伸利 西松建設(株) 代表取締役社長
松浦 昌則 (一財)電力中央研究所 理事長

最高顧問

今井 敬 (一社)日本経済団体連合会 名誉会長／
 日本製鉄(株) 名誉会長
岡村 正 日本商工会議所 名誉会頭
榊原 定征 (一社)日本経済団体連合会 名誉会長
桜井 正光 (元)(株)リコー 特別顧問
長坂健二郎 (元)(一社)日本経済調査協議会 理事長
橋本 徹 (株)みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
御手洗富士夫 (一社)日本経済団体連合会 名誉会長／
 キヤノン(株) 代表取締役会長兼社長 CEO
吉川 弘之 東京大学 名誉教授／
 (国研)科学技術振興機構 特任フェロー

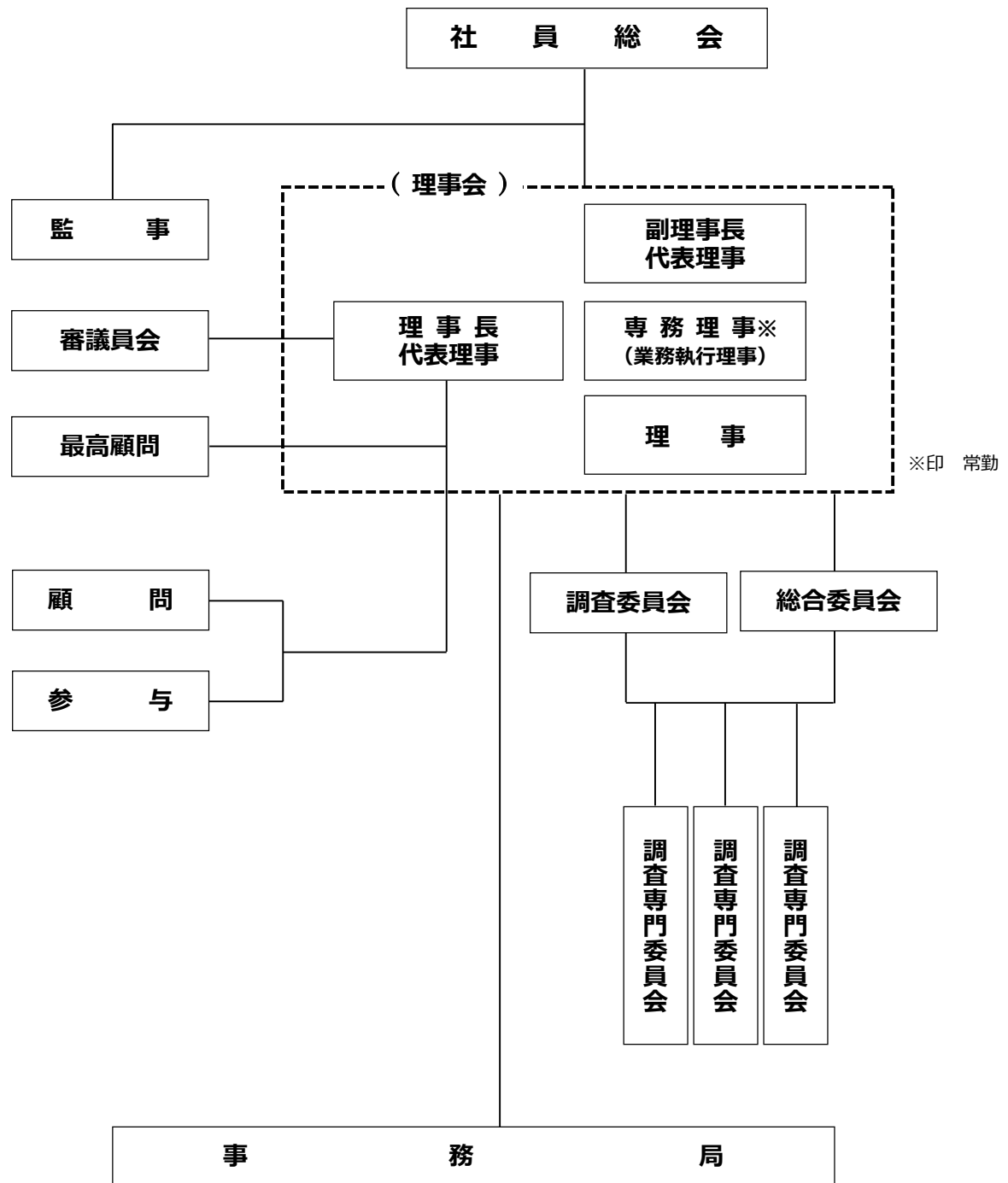
顧問

木曾 琢真 (前)(一社)日本経済協議会 専務理事

参 与

内閣府事務次官
法務事務次官
外務事務次官
文部科学事務次官
厚生労働事務次官
農林水産事務次官
経済産業事務次官
国土交通事務次官
環境事務次官
(株)日本政策投資銀行 代表取締役会長

3. 日経調の組織



調査委員会：調査の企画及び実施に関する業務を行う

総合委員会：調査事項の選択及び調査報告の処理に関する業務を行う

4. ホームページ

掲載内容は以下の通り。

(1) 一般ページ

- ・日経調について
パンフレット「日経調について」、日経調とは、組織図、主な役員、会員名簿、財務諸表、事業報告、事業計画、定款、役員報酬規程、役員退職金規程、個人情報保護
- ・調査研究活動の成果
メディア掲載、調査報告書全文、調査報告書リスト、日経調資料リスト
- ・講演会・シンポジウム
開催実績
- ・入会のご案内
- ・アクセス

(2) 会員専用ページ

- ・活動中の委員会・研究会
委員名簿、趣意書、活動詳細（審議経過・予定、概要、資料、傍聴案内）
- ・会員限定会合のご案内
- ・会員情報変更届
会員代表者変更届、送付先変更届、送付先追加・抹消届

5. 過去の刊行資料等

(1) 調査報告書（2018 年度以降）

番号	調査報告書名 委員長・主査	発行 年月
22-4	カーボンニュートラル実現に向けた「覚悟」を問う ～トランジションとグレートリセットによるビジネスチャンスの創出～ 委員長：朝田照男 日本経済調査協議会理事長 主 査：尾木蔵人 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部副部長 副主査：吉本陽子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 経済政策部主席研究員	22/11
22-3	林業研究会 報告書～社会で支える森林・林業～ 主査：白石則彦 東京大学名誉教授	22/11
22-2	第3次水産業改革委員会 中間提言 委員長兼主査：小松正之 生態系総合研究所代表理事	22/8
22-1	改めて中小企業の可能性を問うー弱者救済から強者育成へー 委員長：加護野忠男 神戸大学社会システムイノベーション センター特命教授 主 査：後藤康雄 成城大学社会イノベーション学部教授	22/7
20-1	海図なき資本主義の時代 ～我々はどこへ向かうのか 委員長：寺西重郎 一橋大学名誉教授 副委員長：吉川洋 立正大学学長／東京大学名誉教授	21/1
19-4	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～最終報告書～ 企業への調査結果から 主 査：結城康博 淑徳大学総合福祉学部教授	20/3
19-3	人生 100 年時代の地方創生 ～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～ 委員長：片山善博 早稲田大学政治経済学術院公共経営大学院 教授 主 査：川崎一泰 中央大学総合政策学部教授	19/10
19-2	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～中間提言～ ケアマネジャーへの調査結果から 主 査：結城康博 淑徳大学総合福祉学部教授	19/6

19-1	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～ 最終報告（提言） 委員長：高木勇樹 日本プロ農業総合支援機構理事長 主 査：小松正之 東京財団政策研究所上席研究員	19/5
18-3	日本の強みを生かした「働き方改革」を考える 委員長：猪木武徳 大阪大学名誉教授	19/1
18-2	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～ 中間提言 委員長：高木勇樹 日本プロ農業総合支援機構理事長 主 査：小松正之 東京財団政策研究所上席研究員	18/7
18-1	地政学リスクの時代と日本経済 委員長：柴田拓美 日興アセットマネジメント代表取締役社長 兼 CEO 主 査：吉崎達彦 双日総合研究所チーフエコノミスト	18/7

（２）その他の刊行物

資 料 名	出 版 元	発行年月
日経調の五十年 Ⅰ.日経調五十年の歩み Ⅱ.提言集 その１ Ⅲ.提言集 その２	日本経済調査協議会	2012/9
日経調設立 50 周年記念懸賞論文 「今こそ日本の進路を問う」 —入選論文集—	日本経済調査協議会	2012/2

2022 年度 事 業 報 告

2023 年 6 月 27 日 発行

一般社団法人 日本経済調査協議会

専務理事 小 田 寛 一

〒106-0047

東京都港区南麻布 5-2-32

興和広尾ビル 6 階

電話(03) 3442-9400(代表)

FAX (03) 3442-9403

<https://www.nikkeicho.or.jp>

印刷・製本/ 株式会社東京技術協会

©2023, Japan Economic Research Institute